

平成30年

双葉町議会会議録

第1回定例会

3月9日開会～3月16日閉会

双葉町議会

平成30年第1回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (3月9日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に出席した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	6
議案第2号から議案第34号までの一括上程	8
議案第2号から議案第34号までの提案理由の説明	9
町長施政方針	14
請願の委員会付託	17
散 会	18

第 4 日 (3月12日)

議事日程	19
出席議員	20
欠席議員	20
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	20
職務のため議場に出席した者の職氏名	20
開 議	21
議事日程の報告	21

一般質問	2 1
3番 羽山君子君	2 1
5番 菅野博紀君	2 6
1番 尾形彰宏君	4 0
4番 高萩文孝君	4 8
散 会	5 7

第 8 日 (3月16日)

議事日程	5 9
出席議員	6 1
欠席議員	6 1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	6 1
職務のため議場に出席した者の職氏名	6 1
開 議	6 2
議事日程の報告	6 2
議案第2号の質疑、討論、採決	6 2
議案第3号の質疑、討論、採決	6 2
議案第4号の質疑、討論、採決	6 3
議案第5号の質疑、討論、採決	6 3
議案第6号の質疑、討論、採決	6 4
議案第7号の質疑、討論、採決	6 5
議案第8号の質疑、討論、採決	6 5
議案第9号の質疑、討論、採決	6 6
議案第10号の質疑、討論、採決	6 6
議案第11号の質疑、討論、採決	6 7
議案第12号の質疑、討論、採決	6 7
議案第13号の質疑、討論、採決	6 8
議案第14号の質疑、討論、採決	6 8
議案第15号の質疑、討論、採決	6 9
議案第16号の質疑、討論、採決	7 0
議案第17号の質疑、討論、採決	7 0
議案第18号の質疑、討論、採決	7 1
議案第19号の質疑、討論、採決	7 1

議案第20号の質疑、討論、採決	72
議案第21号の質疑、討論、採決	72
議案第22号の質疑、討論、採決	73
議案第23号の質疑、討論、採決	75
議案第24号の質疑、討論、採決	76
議案第25号の質疑、討論、採決	77
議案第26号の質疑、討論、採決	78
議案第27号の質疑、討論、採決	79
議案第28号の質疑、討論、採決	82
議案第29号の質疑、討論、採決	83
議案第30号の質疑、討論、採決	84
議案第31号の質疑、討論、採決	85
議案第32号の質疑、討論、採決	86
議案第33号の質疑、討論、採決	88
議案第34号の質疑、討論、採決	89
請願第1号の審査報告、質疑、討論、採決	89
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	92
議員派遣の件	92
閉会	92

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

30 双葉町告示第2号

平成30年第1回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年2月16日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成30年3月9日（金）
午前11時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 尾形彰宏君
3番 羽山君子君
5番 菅野博紀君
7番 岩本久人君

2番 石田翼君
4番 高萩文孝君
6番 清川泰弘君
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

平成30年第1回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年3月9日（金曜日）午前11時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第 2号 平成30年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第 3号 双葉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第 4号 双葉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第 5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第 6号 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 7号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 8号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 9号 双葉町敬老祝金支給条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 双葉町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 双葉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第12号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 双葉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 双葉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 双葉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

- 日程第20 議案第17号 双葉町墓地条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 常磐自動車道追加インターチェンジ整備に係る協定の一部変更について
- 日程第22 議案第19号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第23 議案第20号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第24 議案第21号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 議案第22号 平成29年度双葉町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第26 議案第23号 平成29年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第24号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第28 議案第25号 平成29年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第26号 平成29年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第27号 平成30年度双葉町一般会計予算
- 日程第31 議案第28号 平成30年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 平成30年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第33 議案第30号 平成30年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第34 議案第31号 平成30年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第35 議案第32号 平成30年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第36 議案第33号 平成30年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第37 議案第34号 土地の取得について
- 日程第38 平成30年度施政方針
- 日程第39 請願の委員会付託

散 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	山本一弥君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋本仁君
生活支援課長	志賀公夫君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	高橋秀行君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	高橋春枝

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回双葉町議会定例会を開会します。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番、菅野博紀君、6番、清川泰弘君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、3月5日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から3月16日までの8日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの8日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。平成30年第1回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

12月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

現在、双葉町立ふたば幼稚園、双葉南小学校、双葉北小学校、双葉中学校に在籍する園児・児童・生徒の数は47名となりました。ICT教育などの教育環境を整え、外国語指導助手による英語教育の充実や双葉町の歴史・文化・伝統などの継承への取り組みなど、少人数を活かした特色ある学校づくりを実践しております。

12月25日に双葉町特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染工事（その1）が着手されました。今後、復興シンボル軸沿線などの除染・建物解体が進められることとなります。また、復興拠点内の駅東を中心とした90ヘクタールの除染・建物解体を行う工事（その2）についても、現在同意取得が行われており、年度内を目途に除染・解体作業が着手される予定となっております。

1月3日、いわき市において、「平成30年双葉町成人式」を挙行いたしました。震災当時中学1年生だった新成人47名が出席されました。代表者による「誓いの言葉」、「はたちの夢・希望」の発表が行われ、成人者としての決意やふるさと双葉町の復興に向けた思いが述べられ、心を打たれました。また、成人式終了後、賀詞交換会を開催し、多くのご来賓の方々に出席いただき、町の復興についてのご意見をいただきました。

1月6日、7日の両日、夢ふたば人の主催による「双葉町ダルマ市」が、いわき南台応急仮設住宅イベント広場で開催されました。恒例の奉納神楽やダルマみこし、巨大ダルマ引きのほか、双葉町民俗芸能発表会や双葉町芸術文化団体連絡協議会主催による「第28回双葉町芸能発表会」が行われました。民俗芸能発表会には2団体、芸能発表会には4団体が出演し、日ごろの活動の成果を披露していただきました。来場者からは多くの拍手が送られていました。両日ともに好天に恵まれ、会場には、県内外の避難先から訪れた町民や地域の方々が縁起物のダルマを買い求めるなど、大勢の来場者でにぎわいを見せていました。

東日本大震災発生から6年10カ月にあたる1月11日には、中野地区復興産業拠点整備事業の起工式に先立ち、福島県警の協力のもと町職員、町議会議員、町消防団員など約120名が参加して区域内の一斉捜索を実施いたしました。地震発生の午後2時46分には現地で黙祷をささげ、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに町の復興を強く誓いました。

1月28日、中野地区復興産業拠点整備に係る起工式を現地で行いました。当日は、国県・町などの関係者の皆様にご列席いただき、工事の安全を祈願いたしました。

翌日の29日には、東京電力が福島復興本社を2020年を目途に中野地区へ移転することを発表いたし

ました。福島復興本社には町の復興を牽引する中野地区立地企業の中でも特にその核としての役割を果たしてもらいたいと考えております。

中野地区復興産業拠点への企業誘致については、2月14日、16日にいわき市、東京都で立地説明会を開催いたしました。今後はこれまでの意向調査で立地に関心を示されている町内事業者や企業に対して3月下旬から個別面談を行い、詳細協議の上申し込みを受け付け、平成30年度の一部供用開始に向け立地企業を決定していきたいと考えております。

2月20日、21日の両日、震災により被災した町道山田石熊線ほか2路線内、6カ所の道路災害査定が実施され、国費負担による災害復旧工事が認められました。今後も災害復旧等を実施し、双葉町の復興を加速させたいと考えております。

福島県が整備を進めている復興公営住宅についてであります。いわき市勿来酒井団地の整備が進み、2月26日に木造戸建て住宅の入居者に対する鍵引渡し式が現地で行われました。これまでの地元いわき市を初め国県など関係者の皆様のご尽力に心より感謝を申し上げます。

勿来酒井団地では、3月以降集合住宅への入居が順次始まるとともに、双葉町の町外拠点として双葉郡立診療所、双葉町高齢者等サポート施設や商業施設などの生活関連機能が整備されます。避難者の皆様が今後の生活再建に向けた大きな一歩を踏み出す機会となるものであり、ここで新たなコミュニティを築かれ、安心して生活を送っていただくようお願いしております。

駅西側地区生活拠点等の整備についてであります。駅西側の新市街地ゾーンについては新たな生活拠点などとしての整備を進めるため、2月17日、18日に郡山市といわき市で都市計画説明会を開催いたしました。さらに、2月19日から3月5日まで実施した都市計画図書の縦覧を経て、3月7日に双葉町都市計画審議会を開催いたしました。今後は、今年28日に開催予定の双葉町復興整備協議会を経て、今月中に町として都市計画決定をしていく考えであります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。条例の制定が2件、条例の一部改正が14件、協定の一部変更が1件、委員の選任が3件、平成29年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算（案）が5件、平成30年度一般会計予算及び特別会計予算（案）が7件、土地の取得が1件、合わせて33件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎議案第2号から議案第34号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第2号から日程第37、議案第34号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第34号までを一括上程いたします。

◎議案第2号から議案第34号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第2号から議案第34号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第2号 平成30年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてであります。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けている納税義務者の税負担の軽減を図るため、制定するものです。

議案第3号 双葉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。居宅介護支援事業所に係る指定権限が町に移譲されることから、制定するものです。

議案第4号 双葉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてであります。地方公務員法の規定に基づき、関係条文を整備するため改正するものです。

議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。学校教育法の規定に基づき、関係条文を整備するため改正するものです。

議案第6号 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正についてであります。人事院規則の一部改正に伴い、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めるため改正するものです。

議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、非常勤職員の育児休業の再延長ができる場合を定めるほか、所要の改正をするものです。

議案第8号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。平成30年4月から福島県が国民健康保険の運営主体となり、国民健康保険税の標準税率算定が所得割、平等割、均等割の3方式で算定することになることから、双葉町においても現行の所得割、資産割、平等割、均等割の4方式から県と同じく3方式とするため改正するものです。

議案第9号 双葉町敬老祝金支給条例の一部改正についてであります。70歳以上の方、80歳以上の方への敬老祝金をそれぞれ引き上げるとともに、支給日を変更するため改正するものです。

議案第10号 双葉町国民健康保険条例の一部改正についてであります。国民健康保険制度改革により国民健康保険法の改正及び平成30年4月から事業運営が福島県に移行することに伴い、所要の改正をするものです。

議案第11号 双葉町介護保険条例の一部改正についてであります。平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率を定めるほか、所要の改正をするものです。

議案第12号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正についてであります。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた介護保険法第9条第1項に規定する第1号被保険者が納付すべき介護保険料の減免期間を1年間延長し、被保険者の負担軽減を図るため改正するものです。

議案第13号 双葉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。介護保険法等の改正に伴い、事業者が遵守すべき基準として厚生労働省令を引用しているものを町条例の規定に置きかえるため改正するものです。

議案第14号 双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。介護保険法等の改正に伴い、事業者が遵守すべき基準として厚生労働省令を引用しているものを町条例の規定に置きかえるため改正するものです。

議案第15号 双葉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。介護保険法等の改正に伴い、事業者が遵守すべき基準として厚生労働省令を引用しているものを町条例の規定に置きかえるため改正するものです。

議案第16号 双葉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、関係条文の整備をするため改正するものです。

議案第17号 双葉町墓地条例の一部改正についてであります。長塚字寺内前地区に整備している新設墓地の名称及び位置、墓地の種別及び区画面積、使用料等を定めるため改正するものです。

議案第18号 常磐自動車道追加インターチェンジ整備に係る協定の一部変更についてであります。平成27年12月11日に議会の議決を経て、東日本高速道路株式会社東北支社との間において締結した「常磐自動車道追加インターチェンジ整備に係る費用負担に関する工事細目協定」の中の「協定の金額」を変更するため、議会の議決を求めるものです。

議案第19号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。本年3月31日で任期満了となるため、引き続き高野利彦氏を選任するに当たり、議会の同意をお願いするものです。

議案第20号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。本年3月31日で任期満了となるため、引き続き森容昭氏を選任するに当たり、議会の同意をお願いするものです。

議案第21号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。本年3月31日で任期満了となるため、引き続き横山壽氏を選任するに当たり、議会の同意をお願いするものです。

議案第22号 平成29年度双葉町一般会計補正予算（第6号）についてであります。歳入歳出それぞれ37億3,056万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は192億2,395万8,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。町税は、固定資産税の償却資産分の増額により104万7,000円を追加いたしました。地方交付税は、特別交付税のうち震災復興特別交付税分として3億295万5,000円

を追加いたしました。国庫支出金及び県支出金は、事業費の確定などにより、国庫支出金が9,454万8,000円、県支出金が3,508万2,000円の減額をいたしました。繰入金は、事業費の減額に伴い、財政調整基金や福島再生加速化交付金基金、中間貯蔵施設立地町地域振興交付金基金など合わせて39億1,484万円を減額いたしました。

次に、歳出についてであります。事業費の確定などにより、多くの科目で減額補正としておりますので、減額金額の大きい事業、増額補正とした事業を主に申し上げます。

総務費は、中野地区復興産業拠点の整備に当たり、造成盛り土の購入費の減などにより中野地区復興産業拠点整備事業費で39億240万5,000円を減額し、総務費全体で39億5,953万2,000円の減額となりました。民生費は、中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金の減などにより1億5,568万6,000円を減額いたしました。衛生費は、共同墓地造成工事600万円を追加したほか、中間貯蔵施設に関する地権者支援事業給付金の減などにより5億2,807万8,000円を減額いたしました。土木費は、町道山田郡山線の用地取得費の減などにより5,110万7,000円を減額いたしました。教育費は、仮設校舎敷地造成工事の減などにより2,715万5,000円を減額いたしました。諸支出金は、後年度の復旧復興事業の財源として東日本大震災復興基金積立金など9億5,121万5,000円を追加いたしました。また、継続費につきましては、中野地区復興産業拠点整備事業業務委託料の総額、年割額を補正いたしました。繰越明許費につきましては、勿来酒井団地商業施設外装等整備事業など7事業を計上いたしました。

議案第23号 平成29年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ3,812万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は16億1,921万円となります。

歳入は、国庫支出金が療養給付費等負担金の減などにより3,025万4,000円の減額、共同事業交付金が高額医療費共同事業交付金の減などにより598万8,000円を減額いたしました。

歳出は、保険給付費が一般被保険者療養給付費の増などにより1,712万円の追加、後期高齢者支援金等が590万5,000円の減額、共同事業拠出金が保険財政共同安定化事業拠出金の減などにより1,979万7,000円を減額いたしました。

議案第24号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ339万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は2億5,818万1,000円となります。

歳入は、一般会計からの繰入金339万4,000円を減額いたしました。

歳出は、公共下水道事業費が下水道管路施設被災状況調査業務委託料の減により339万4,000円を減額いたしました。また、繰越明許費として公共下水道事業全体計画・事業計画策定事業2,500万円を計上いたしました。

議案第25号 平成29年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ2,664万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は11億5,933万8,000円となります。

歳入は、国庫支出金が介護給付費負担金の増などにより408万8,000円の追加、支払基金交付金が介護給付費交付金の増などにより423万4,000円の追加、繰入金が介護給付費分などの一般会計からの繰

入金3,568万5,000円を減額いたしました。

歳出は、総務費が15万2,000円の追加、保険給付費が介護サービス等諸費や特定入所者介護サービス等費の減により2,887万8,000円を減額いたしました。

議案第26号 平成29年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります、歳入歳出それぞれ548万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は4,096万1,000円になります。

歳入は、繰入金が後期高齢者医療保険基盤安定繰入金の減により68万6,000円の減額、諸収入が後期高齢者医療広域連合構成市町村負担金過年度返還金616万9,000円を追加いたしました。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金68万6,000円を減額いたしました。

議案第27号 平成30年度双葉町一般会計予算についてであります、歳入歳出予算の総額は148億円で、前年度比36億円、32.1%の増といたしました。

歳入について申し上げます。

町税は、固定資産税の減価償却分の増額を見込んだため、前年度比1億2,650万円増の10億3,253万3,000円となります。

地方交付税は、震災復興特別交付税分を含む特別交付税の増額を見込んだため、前年度比3億9,605万円増の18億8,120万3,000円となります。

国庫支出金は、双葉駅西地区復興拠点の整備に当たり、双葉再生加速化交付金を財源として見込んだことなどにより、前年度比6億8,275万7,000円増の34億7,953万4,000円となります。

県支出金は、常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業費の増加に伴う財源を見込んだことなどにより、前年度比5億3,672万3,000円増の19億5,812万8,000円となります。

繰入金は、福島再生加速化交付金基金や中間貯蔵施設立地町地域振興交付金基金などからの繰入金61億1,296万9,000円を計上し、各種事業に充当してまいります。

続いて、歳出について申し上げます。

議会費は、前年度比35万8,000円増の6,092万3,000円となります。

総務費は、町の復興に向けた取り組みを推進するため、中野地区復興産業拠点及び双葉駅西地区復興拠点の整備事業費等を計上したため、前年度比13億2,744万6,000円増の44億6,895万5,000円となります。

民生費は、加須市や郡山市に加え、新たにいわき市勿来酒井地区に設置する高齢者サポート拠点に係る事業費や生活サポート補助金事業などを計上し、前年度比1億7,769万6,000円増の26億9,723万5,000円となります。

衛生費は、前年度比4億9,924万9,000円減の20億1,478万9,000円で、中間貯蔵施設に関する地権者支援事業給付金や双葉地方水道企業団負担金等を計上しております。

農林水産業費は、前年度比166万9,000円減の8,124万9,000円で、避難指示解除準備区域内の農地保全管理を目的とした営農再開支援事業やイノシシ等の有害鳥獣被害防止のため捕獲隊事業費を計上し

ております。

商工費は、双葉町商工会や観光協会への補助金などを計上し、前年度比309万4,000円増の6,547万4,000円となります。

土木費は、常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業や町道中田観音堂線整備事業などの道路新設改良費を計上したほか、町道環境整備事業や町内100カ所の橋梁点検等の道路維持費を計上したため、前年度比9億8,537万8,000円増の19億302万9,000円となります。

消防費は、双葉地方広域市町村圏組合負担金を計上したほか、町内での防災機能を高めることを目的として、Jアラート連携システムや消防連携システムの賃借料等を計上したため、前年度比3,676万4,000円増の1億9,967万5,000円となります。

教育費は、前年度比1,393万円増の3億7,630万9,000円となります。教育総務費には幼稚園就園奨励費補助金や生徒海外派遣事業補助金、仮設校舎敷地造成事業費等を計上し、社会教育費には集まれふたばっ子事業費や埋蔵文化財試掘調査費等を計上しております。

災害復旧費は、町道の災害復旧のため、前田大熊線ほか9路線の測量設計委託料、鴻草寺松線ほか10路線の工事費を計上いたしました。また、林道の災害復旧につきましても、孫沢線ほか1路線分の工事費を計上したため、前年度比1億7,399万8,000円増の2億3,230万2,000円となります。

公債費は、前年度比42万8,000円増の2億3,160万2,000円となります。

諸支出金は、前年度比13億4,779万6,000円増の24億6万円で、特定原子力施設地域振興事業公共用施設事業運営基金や福島再生加速化交付金基金などへの積み立てを行ってまいります。

また、債務負担行為として双葉駅自由通路等整備事業（工事費）など5事業を設定いたしました。

議案第28号 平成30年度双葉町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は12億8,687万9,000円で、前年度比2億9,145万9,000円、18.5%の減といたしました。

議案第29号 平成30年度双葉町公有林整備事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は410万8,000円で、前年度比52万4,000円、11.3%の減といたしました。

議案第30号 平成30年度双葉町公共下水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は2億4,457万2,000円で、前年度比1,634万8,000円、6.3%の減といたしました。

議案第31号 平成30年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は216万4,000円で、前年度と同額といたしました。

議案第32号 平成30年度双葉町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は10億6,811万7,000円で、前年度比2,778万円、2.7%の増といたしました。

議案第33号 平成30年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は1億287万6,000円で、前年度比3,159万円、44.3%の増といたしました。

議案第34号 土地の取得についてであります。中野地区復興産業拠点整備事業用地を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関

する条例第3条の規定により提案するものです。

以上、提案いたしました議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

◎町長施政方針

○議長（佐々木清一君） 日程第38、平成30年度施政方針を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 平成30年第1回双葉町議会定例会の開会に当たり、平成30年度の町政運営に対する私の所信の一端を述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、東日本大震災並びに東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故から、明後日で7年が経過いたしますが、双葉町の早期の復興への取り組みに邁進するとともに、改めて犠牲になられた皆様のご冥福をお祈り申し上げます。また、今もなお、長期にわたる避難生活を余儀なくされている町民の皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

早いもので、私が町長就任2期目に入ってから1年が経過いたしました。1期目の平成26年を復興元年と位置づけし、町立学校の再開、双葉町復興まちづくり長期ビジョンの策定、復興公営住宅と双葉町外拠点の早期整備、中間貯蔵施設への対応、災害記録誌の発行など、さまざまな課題に取り組んでまいりました。

そして、震災から8年目を迎えた本年を、復興まちづくりの具現化元年と位置づけし、双葉町復興まちづくり計画（第二次）を踏まえた各種事業の具現化が私に課せられた使命であると考えております。放射能による汚染という今まで経験したことのない事態からの復興・再生には、長い年月を要するとしても決してあきらめることなく、今後の放射線量の低減の状況を踏まえ、中長期的に取り組んでまいります。

さて、先月、韓国の平昌で開催された冬季オリンピックでは、金メダルに輝いたフィギュアスケートの羽生結弦選手やスピードスケートの小平奈緒選手を初め日本選手の活躍が私たちに多くの感動を与えてくれました。2年後に迫った東京オリンピック・パラリンピックでも日本選手の活躍が期待されるところであります。復興五輪とされている東京オリンピック・パラリンピックの際には、情報発信拠点として整備されるアーカイブ拠点施設を中心に復興を遂げる双葉町の姿を広く世界に発信できるよう町内復興拠点の整備に全力で取り組んでまいります。

医療費の一部負担金等の免除と高速道路通行料金の無料措置についてであります。長期化する避難生活において、私たちが最も身近で必要とする支援措置は、医療費一部負担金等の免除と高速道路通行料金の無料措置の継続であります。医療費については1年間の延長、高速道路通行料金の無料化については2年間延長されましたが、この措置は避難生活が続く限り、継続されるべきものと考えて

おり、今後も機会あるごとに関係町村と連携を図りながら強く要望を行ってまいります。

次に、中間貯蔵施設関連についてであります。昨年、双葉町・大熊町に建設中の中間貯蔵施設で、双葉町側の「受け入れ・分別施設」の運転及び「土壌貯蔵施設」の供用が開始されました。また、中間貯蔵施設用地の状況ですが、中間貯蔵施設用地の提供者への弁護士相談窓口の開設などにより、地権者の不安や悩みの解消を図ってきた効果もあり、今年の2月末現在の速報値が、民有地1,270ヘクタールのうち、契約済みが844ヘクタールで66.5%となっております。地権者の皆様のご理解とご協力を深く感謝を申し上げますとともに、環境省には、地権者の気持ちに寄り添った対応を引き続き求めてまいります。

また、中間貯蔵施設用地の確保が進む中で、除染土壌等の輸送のため交通量の増大に伴う交通事故防止のための道路整備が不可欠であります。双葉町における輸送ルートとして農道原田前田線の整備とあわせて町道山田郡山線の改良、富沢橋のかけかえも行われており、輸送の安全対策に大きく寄与するものと考えております。

一方、廃炉に向けた取り組みについては、原子炉内の状況が徐々に判明するなど、着実に進められておりますが、燃料デブリの取り出しに当たっては、原発周辺環境はもちろんのこと、地域へのリスク低減の上で安全かつ着実な廃炉を実現するよう強く求めてまいります。

ここで、平成30年度に重点的に取り組むべき施策について申し上げます。

昨年に引き続き、双葉町復興まちづくり計画（第二次）の基本目標として「町の再興」「生活再建」「町民のきずな・結びつき」の3つを掲げ、町政を推進してまいります。この基本目標を達成するためのそれぞれの重点施策を申し上げます。

まず、「町の再興」として、昨年までは震災及び原発事故からの復興・再興のための計画づくりに重点的に取り組んでまいりましたが、今年度は、双葉町復興まちづくり計画（第二次）に掲げた施策の具現化に取り組んでまいります。

平成29年度には、中野地区復興産業拠点について、地権者の方々のご協力により、約9割の用地を取得し、第1期造成工事に着手することができました。平成30年秋、冬ごろの一部供用開始を目指し、引き続き整備を着実に進めてまいります。

同拠点には、東京電力福島復興本社が移転方針を示しており、双葉町としても平成31年度末ごろの避難指示の一部解除を見据えて、企業等誘致活動を強化し、町の復興を牽引する「働く拠点」として発展を目指してまいります。

一方、「情報発信拠点」としての県のアーカイブ拠点施設、及び町産業交流センターについては、平成32年開所を目指し、復興を遂げる町の姿を発信できるよう同じく県事業である復興祈念公園については一部供用開始を目指し、国、県とともに取り組んでまいります。

町内復興拠点の広がりとして長塚寺内前地区に、津波で墓地を失った方や中間貯蔵施設用地として協力された方、墓地の移転を希望される方などに分譲するため「共同墓地」を整備しております。工

事が完了し、準備が整い次第、受け付けを開始いたします。

（仮称）双葉インターチェンジの整備工事は、平成31年度末の供用開始を目指し、順調に進捗しておりますが、今年度は（仮称）双葉インターチェンジから県道井手長塚線、広野小高線を結ぶ復興シンボル軸の長塚地区において、用地の取得と工事の一部着工が予定されており、町内並びに中野地区復興産業拠点への重要なアクセス道路として整備が進んでいきます。

昨年3月31日から4月1日にかけて、東京電力福島第一原発事故に伴う帰還困難区域を除く避難指示区域が、川俣、浪江、飯舘、富岡の4町村で解除され、計12市町村に設定された避難指示区域は約3割まで縮小いたしました。双葉町では、改正・福島復興特別措置法の成立を受けて、平成28年に策定した双葉町復興まちづくり計画（第二次）を踏まえながら、「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」を策定し、昨年9月に内閣総理大臣の認定を受けました。計画に基づき、JR双葉駅周辺の一部区域と町内の避難指示解除準備区域について平成31年度末ごろまでの先行的な避難指示の解除を目指すとともに、「特定復興再生拠点区域」の約555ヘクタールの除染・建物解体とインフラの整備を進め、平成34年春ごろ、この区域全体の避難指示解除を目指して取り組んでまいります。

JR常磐線は、第一前田川橋梁工事が完成し、平成31年度末の全線開通が予定されています。さらに、昨年、JR東日本水戸支社と締結した「JR双葉駅東西自由通路及び橋上駅舎の整備に関する協定書」に基づき、双葉駅の東西をつなぐ自由通路を整備、駅舎を橋上化し、JR常磐線の全線開通に合わせた平成31年度末の供用開始を目指します。

また、昨年12月25日に双葉町特定復興再生拠点区域被災建物解体撤去等及び除染工事が町道鴻草寺松線等で着手されました。今後、復興シンボル軸などの整備と一体的に進められる見込みです。特定復興再生拠点内の駅東を中心とした約90ヘクタールの除染・建物解体についても、年度内の着工を目指して現在同意取得が進められております。

また、双葉駅西側地区生活拠点の都市計画決定を踏まえた取り組みを進めます。都市計画の決定後は、福島県の事業認可を経て、事業に着手してまいります。

平成34年度ごろの入居開始を目指し、同区域には街区道路、住宅団地、災害公営住宅、福島再生賃貸住宅や官民複合施設など「住む拠点」の整備を進めてまいります。

次に、「生活再建」についてであります。家屋の被害認定調査については、特定復興再生拠点の整備や町民の皆様の住宅再建、及び税制上の優遇措置との関連から、損壊調査の委託料の大幅な増額により事務処理の迅速化を図ってまいります。

町外における拠点整備については、いわき市勿来地区復興公営住宅が、今月から入居が開始されておりますので、町としても整備主体である県及び関係機関と連携しながら、医療施設、高齢者サポート施設、共同店舗などを活用しながら、居住者の安全、安心の確保と利便性の向上に取り組んでまいります。

昨年、郡山市内に開所した介護予防認知症対応型共同生活介護施設「グループホームふたば」、ま

た特別養護老人ホーム「せんだん」、グループホーム「せんだんの家」がいわき市内にそれぞれ開所し、福祉介護施設の環境が整ったことから、高齢者福祉対策の一層の充実を図ってまいります。

次に、「町民のきずな・結びつき」についてであります。昨年は、震災から平成28年12月までを振り返り、「双葉町東日本大震災記録誌後世に伝える震災・原発事故」を発行しました。町民の皆様には時折、記録誌を見開いていただき、震災の爪跡と原発事故による過酷な避難生活を風化させることなく、後世に伝えていただきたいと思います。

また、平成30年度は、全国に避難している町民の皆様に対して毎月の「広報ふたば」の動画版を制作、配信し、町からの情報発信の充実を図ってまいります。

さらに避難生活の長期化や広域化により、町行政と町民、町民相互のきずなが薄れていくことが心配されることから、交流機会の創出に向けたイベント情報や行政情報の円滑な伝達手段としてタブレット端末の活用を図ってまいります。

町民の交流機会の確保並びに各行政区におけるきずな、結びつきの維持を図るため、地区総会開催における経費の一部を補助し、宿泊費についてもサポート補助金の対象としております。今後も引き続き未請求者に対する個別相談会等を実施し、支援を行ってまいります。

双葉町においても昨年は、震災後初となる町民参加の体育行事として「ふたばスポーツフェスティバル2017」「オリンピックデー・フェスタ in ふたば」をいわき市南部アリーナにおいて開催し、多くの町民の皆さんが再会を懐かしむとともに、避難生活の中での運動不足を解消しようと、体を動かしながら、楽しい一日を過ごされていました。避難生活を送っている私たちにとっても、スポーツは、町民のきずなの維持発展並びに明るく元気な生活を送る上で、大きな役割を果たしていることから、昨年に続きスポーツフェスティバルを開催していきたいと考えております。

以上、平成30年度の主な取り組みを述べましたが、町政運営に当たりましては、引き続き議会と町民の皆様との対話を重視するとともに、双葉町復興まちづくり計画（第二次）を基本として、各種事業の具現化に向けて職員一同全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

以上申し述べまして、平成30年第1回双葉町議会定例会の開会に当たっての施政の方針といたします。

○議長（佐々木清一君） これで平成30年度施政方針を終わります。

◎請願の委員会付託

○議長（佐々木清一君） 日程第39、請願の委員会付託。

今期定例会において本日まで受理した請願は、お手元に配付した請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したので、報告します。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時49分)

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成30年第1回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年3月12日（月曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

3番 羽山君子君

5番 菅野博紀君

1番 尾形彰宏君

4番 高萩文孝君

散 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	山本一弥君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋本仁君
生活支援課長	志賀公夫君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	高橋秀行君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	高橋春枝

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号3番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

3番、羽山君子君。

（3番 羽山君子君登壇）

○3番（羽山君子君） おはようございます。議席番号3番、通告番号1番、ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

1、県の事業再開等補助申請手続簡素化への働きかけについて。避難中の事業者が事業再開に向け、県の補助事業の申請を行うが、手続が細かく複雑で決定までに長時間を要している。町は、帰還困難区域や中間貯蔵施設があり、事業再開環境が著しく悪い中、補助金の申請手続に大変な思いをすることで、再開意欲も失われかねない。補助率のアップと申請手続の簡素化とスピーディーな対応を早期に求めていく考えがあるかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。3番、羽山君子議員の質問にお答えいたします。

1、県の事業再開等補助申請手続簡素化への働きかけについて。補助率のアップと申請手続の簡素化とスピーディーな対応を早期に強く求めていく考えがあるのかとのおたただしですが、福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金について、全町避難が続く双葉町の特殊な状況を踏まえ、避難先での事業再開であっても避難元で事業再開する場合と同じ補助率とするよう国に要望を続け、昨年8月から10月にかけて行われた第4次公募より、「帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町で事業を行っていた者」については、避難先での事業再開であっても、補助率がこれまでの3分の1から、新たに4分の3にかさ上げされております。

町としては、そのかさ上げ後も被災事業者のさまざまな実情を踏まえた柔軟できめ細かい制度運用

等についても求め続けてまいりますので、今回のご指摘も踏まえ、今後とも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 被災事業者事業再開等支援補助事業が28年度には3件、29年度には7件採択されていますが、やはり他町に比べてはまだまだ少ないかなと思います。双葉町も帰還困難区域や中間貯蔵施設があり、他町とは違った環境にあるからではないかと思われませんが、町も立地企業の募集を始めていますし、町だけでなく県内外の方にももっと優遇措置があってもおかしくはないのではないのでしょうか。

やはりこの帰還困難区域や中間貯蔵施設を受けている被災事業者により、もっと寄り添った対応をしていただかないと、幾ら補助事業といえ、結構難しくなっておりますので、もう少し簡素化された、本当に簡素化された補助事業をつくっていただきたいと県のほうに要望してほしいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、2番に移ります。2番、高齢者の運転免許証返納者への支援について。高齢化に伴い運転免許証を返納する人がふえている。町民は県内外で避難生活を強いられており、町内で生活していたころに比べて交流や通院の際、遠距離になることが多い。安心して運転ができない、運転には自信がない高齢者の事故防止の観点から、免許証返納は推奨すべきことであり、その際町民が置かれている状況を鑑み、返納者が生活に支障を来さないよう適切な支援が必要と考えるが、町長の見解を伺いたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、高齢者の運転免許証返納者への支援について。高齢者の運転免許証返納者への支援についてのおたただしですが、全国的に高齢者による重大事故が多発しております。長年続けてきた運転をやめることは大きな決断ですが、一步間違えば人の命を奪いかねない車の運転。運転免許証の自主返納は、今後のことを冷静に考えて行う人生の一つの決断と思います。

判断や動作の鈍りから、運転に自信がなくなってきたなどと感じた場合は、事故を起こす前に運転にかわる交通手段等を確保して冷静に判断する必要があるものと考えます。

これまでのような運転ができなくなったと感じ始めたり、ご家族の運転に不安を感じるようになったりしたら、まずは全国の運転免許センターなどに設置されている運転適性相談窓口へご相談いただき、ご判断いただきたいと考えております。

高齢者の運転免許証返納者への支援策としては、全国の各自治体でもその対策を模索、また実施されているところですが、本町の場合、全町避難という特殊事情から具体的な検討までは至っておりませんが、高齢者でも運転免許証を持たれている方や持たれていない方など公平な対応が必要なことから、生活サポート補助金のメニューにある生活空間の維持・向上のための経費で、65歳以上の高齢者を対象としたタクシー代支援やふるさととの結びつきを維持するための経費で対象とする交通費をご

活用いただくとともに、高齢者に対する支援策として、今議会にも敬老祝金を増額する議案も提出させていただきました。さらに今後も先進的な自治体の取り組み例を参考にしながら、何ができるか検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 新聞に免許証自主返納者への主な支援ということで、各市町村の主な支援状況が出ておりました。双葉町も65歳以上の高齢者が6,918名のうち1,989名で、28.75%を示しております。やはり当然高齢者の運転もふえ、避難してから役場への用事、慶事、友達とのコミュニケーション、買い物など、運転も双葉町と違って何十倍もの距離やなれない道路への不安など、事故につながりかねない要素がいっぱい含まれております。しかし、またその免許証を返納した場合でも、家の中に閉じこもってばかりいたのでは、やはり病気にもなりかねないので、確かに今町長がお話しされた生活サポート補助金とか、あと敬老祝金。敬老祝金も3,000円から今度5,000円とかになるといいますけれども、それで被災して、白河から例えばここに来る、郡山、福島から来るといっても、その敬老祝金で高齢者が例えば来る、コミュニティーをとるに当たっても、役場の用事に来るに当たっても、もう足りないのではないかとというのが私の考えです。

コミュニティーをとれなくて、今孤独死が多いと言われますけれども、やはりお友達のところに会って、月に1回行ったとしても、やはり交通費、例えば行ったからにはちょっとおいしいものとなると、そんな皆さん同じくいただける生活サポート補助金となると、どこにも足りないのではないかと思いますし、やはりこの新聞に、民報のほうに出ておりましたけれども、5万円を出したり、タクシー券を与えたりいろんなことをして、その補助をする必要があるのではないかと。

私一番思ったのは、確かに町長は敬老祝金が今度上がりましたよと、3,000円から5,000円に、2,000円上がって、では何をどういうふうにする。例えば息子さんに送って行ってくれよと、郡山からいわきまで送って行ってくれよと、2,000円だけ上げて、例えば運転代だよと上げて、息子さんだからそれはいいよと言うかもしれないけれども、やはり1人生活者にその2,000円でどうしろというのとなったら、それは足りないのではないかと思うのです。

生活サポート補助金というのは、例えば10万円年間いただきますけれども、私たちも避難して、一からのスタートで、何から何まで買ってしまうのです。買う状態の中で、やはりそれで間に合うのかといたら、ちょっと足りないのではないかなと思っております。やはり返納者が返納して、返納者だけではなく、65歳以上の方になるのですけれども、返納になるとなれば、やっぱり元気で生き生きとした生活をしていくためには、もうちょっと充実した補助金制度というのをつくっていただきたいと思っていますので、その辺の考えがあるのかどうか、町長にもう一度お伺いしたいと思っています。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

今、るる羽山議員からご指摘ありました。そういったことも踏まえて、先ほど答弁をさせていただきました。今後も先進的な自治体の取り組み例を参考にしながら、何ができるか検討していきたいということ、いろいろなもので金額の大小も当然ありますし、どういうふうなサポートができるかということも先進事例、先ほど言いました先進的な自治体の取り組みを十分検討させていただいて、対応をしていきたいと、そういうふう考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） それでは、3番に移りたいと思います。

中間貯蔵施設及び影響緩和交付金について。パイロット輸送から本格輸送に移るのはいつごろなのか。また、影響緩和交付金には保管料は算定されていないと聞いているが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、中間貯蔵施設及び影響緩和交付金について。パイロット輸送から本格輸送に移るのはいつごろなのか。また、中間貯蔵施設影響緩和交付金には保管料は算定されていないと聞いているが、町長の見解を伺いたいとおたがいますが、中間貯蔵施設双葉工区への輸送は、これまでパイロット輸送として整理されているところですが、施設などの整備がしかるべき段階まで進み、議論がなされた上で本格輸送に移行するものと認識しております。

中間貯蔵施設については、用地の取得に伴い、受入・分別施設や土壌貯蔵施設等の整備が進められておりますが、これらの施設が搬入量に見合う分の処理能力を確保することが大事であると考えております。また、十分な安全対策がなされていることも前提であると考えております。

環境省としては、いずれにしても安全確実を旨とし、今後もしっかりと輸送の検証を行うつもりであると、昨年の町議会全員協議会でも説明しているところです。

町としましては、環境省の取り組みが着実に履行されるか注視するとともに、町民の理解が得られるような対応を国に求めてまいります。

また、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金は、30年間にわたって中間貯蔵施設等の整備に伴う影響を緩和するための生活再建・地域振興等を創設の趣旨としており、除去土壌等を30年間保管することに対して交付されるものです。つまり、将来的に搬入される全体量が既に交付額に織り込まれているものであり、搬入量に基づき算定した額を追加的に交付されるものではありませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 私もパイロット輸送、この前議会で環境省さんのおいでになったときに、「まだパイロット輸送なのでしょうか」と聞いたときに、「はい、そうです」とお答えになりましたけれども、やはりしかるべきときとはいつなのかなと。

もう大分このいろいろな、いろいろというか、搬入されていますよね。私たちのほうには届いてい

ますけれども、やはり本格輸送に当たって、本格輸送ではない、まだパイロット輸送といったら、その時期、もうはっきりした時期がないと、やはり私たちも困るのではないかと。パイロット輸送がいつまでも最後までパイロット輸送なのか、試験輸送なのか、それとも本格輸送なのかという、その線というのはどこにあるのかなと思うのです。やはりその辺をもう一度お伺いしますし、緩和交付金の保管料はこの中間貯蔵施設影響緩和交付金交付要領の中に含まれていると言っていますが、やはり保管料とはどこにも書いていないのです、私もいただいたこの中には、では、含まれているとすれば、基金の対象の中だと思えるので、その基金の対象6項目ありますけれども、そのどの部分に含まれているのかということも。金額が細かく査定され、普通私たちが例えば見積もりを出すにしても、細かく見積もりは出すのです。そういった場合に、やはりこのふるさとの結びつきを維持するための事業とか何かあって、基金の事業の対象ありますけれども、この基金事業の対象、その中のどの部分に保管料が入るのかということを知りたい、お聞きしたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

まず、パイロットと本格輸送の判断ということですが、このことに関しましては、受入・分別施設や土壌貯蔵施設等の整備が進められておりますが、これらの施設が搬入量に見合う分の処理能力を確保することが大事であると考えております。また、十分な安全対策がなされていることも前提であると考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

あとは、対象事業に関しましては9項目あります。そのことに関しまして、これはこの9項目に関しましては、あくまでも中間貯蔵等影響緩和交付金の使い道の中身についての項目であります。そういったことから、ただし環境大臣が承認した場合は、この限りではないというふうな項目も入っておりますし、そういった部分で判断の仕方というのは今後状況に応じて柔軟に対応するべきではないかというふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 柔軟に考えるということなのですが、実はこの汚染土、双葉町と大熊町で大体2,200万立米と聞いております。その中で約半分、半分ちょっと少ないのですが、それは1,100万立米が双葉町。それで389億円ですよね、いただきました。その1,100万立米を389億円で割ると、3,536円になり、30年間で割ると、立米当たり1年で118円です。単純な計算ですが、安過ぎませんか。だって、汚染土、すなわち放射能がらです。一般廃棄物は大体コンクリートがらで1万8,000円とかになっていますし、やはりこの計算で30年で118円。自分の庭先に1年で118円で置かれたら、皆さんどう思いますか。安いのです、本当に。

やはり私は前ほども言いましたけれども、389億円で納得するなんて言って、やっぱり町、これから町の皆さん、避難している皆さん、確かに向こう、勿来酒井に住宅団地もできました。何も地方再生交付金の中とか、いろいろ補助金をもらってやりますけれども、でもこれは私たちが本当に働いて

いる、双葉町の人が避難して働いているお金なのです。それがその389億円で割ったら3,536円、30年で割れば118円。そんな安過ぎる単価で私たち納得できますかということなのです。

なぜそうなるかといったら、やはり保管料も含まれていないし、避難している町民、29年度でも29年3月でその精神的な慰謝料も終わり、7年たって高齢化も進んでおります。働くのにもやっぱり限度があると思うのです。そんな中で、やはり本当に一からスタートしたので、お金も先ほども言いましたけれども、かかります。やっぱり帰還困難区域が解除されるまで生活支援をしてほしいし、保管料から、やはりこの保管料を私たちが本当に働いている保管料ですよね。町全体がやっぱり自分の庭先に置かれているその保管料からでもいただかないと、町民が困ってしまうのではないですか。そういうことを考えたときに町長はどのように考えるか、もう一度お答えをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再々質問にお答えいたします。

羽山議員から搬入量の割り返しというか、割り戻しの感覚で安過ぎるのではないかと、そういうふうなお話でございました。中間貯蔵等影響緩和交付金は、先ほども申し上げておりますが、30年間保管することに対して交付されているものであり、搬入量に基づき追加的に交付されるものではないと認識しております。

一方で、財政状況を良好にするための財源確保などの取り組みは必要であると考えております。どのような対応が適切であるか検討していきたいと思っております。いずれにしましても、町としましては、今後行われる中間貯蔵事業の中で受入・分別施設や土壌貯蔵施設等が搬入量に見合う分の処理能力を確保し、安全かつ安定的に事業が進められること、及び輸送路の整備を初めとする十分な安全対策がなされることなど、安全確保と町民理解に向けた取り組みの両面を引き続き環境省に求めてまいりたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 3回。

○3番（羽山君子君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。
5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。議席番号5番、通告番号2番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

1番、双葉町復興について。双葉町復興まちづくり計画は、福島第一原子力発電所の事故の収束と大きなかわり合いがあると思っております。原子力発電所の廃炉作業が終わらないと安全なまちづくりとは言えないと思っておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、双葉町復興まちづくりについて。復興まちづくり計画は、福島第一原子力発電所の収束と大きなかわりがあり、廃炉作業が終わらないと安全なまちづくりとは言えないと思うが、町長の考えを伺うとおただしですが、町としても安全かつ着実な廃炉の推進と、除染実施等による町内の放射線量の低下は、町の復興を進める上での大前提になるものと考えております。

東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所の廃炉については、政府が策定した中長期ロードマップに沿って、経済産業省資源エネルギー庁、さらには第三者機関である原子力規制委員会の指導、監督も受けながら着実に作業が進められており、町も県初め関係機関と連携しながら、作業の安全監視に努めております。

また、今年1月29日、東京電力福島復興本社が中野地区復興産業拠点に移転する旨の方針も同社から示されており、このことは、廃炉作業のさらなる進捗に寄与することはもちろん、当町のまちづくり計画を進める上でも企業立地の加速化等への貢献が期待されるものと考えております。

30年とも40年とも言われる廃炉作業ですが、安全かつ着実な廃炉の実施を国や東京電力に引き続き強く求め、また今後とも国や県と連携して廃炉作業の監視を続けるとともに、復興まちづくりの早期具現化についても着実に取り組んでまいります。

○議長(佐々木清一君) 5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) きのうの町長の施政方針等々でいろんな話が出てきました。オリンピックのこと、廃炉のこと、これ全部当てはめると、多分これ町長だけの問題ではなくて、国が言われていること、これをばらばらにして考えると、これ矛盾しているのです。オリンピック、わかります。東京オリンピックで福島の再生を図らなくてはならない、復興を、この原子力事故のというのはわかりますけれども、これ国の考えです。双葉町民の考えではないと思うのです。

アーカイブもみんな大事だと思います。だけれども、やっぱり限られた時間でやるということは、非常に難しいと思うのです。もっとゆっくりゆっくり進めないと、前にも僕は全協等ではよく言っているのですけれども、今例えばオリンピックまであと2年ですよね。それまでにやった施設は、これを町民が帰還して使うときに、これが5年後だと、10年後だったといたら、実際にはその建物とかそういうものというのはもう完全に古いものなのです。もう最新ではないのです。その当時の最新がどんどん古くなっていくということが、まず1つと。

そこで、そういうことをどういうふうに考えているのかなと。万が一アーカイブとかそういうものができたときに、オリンピックだけではなくて、そういう事象というのはチェルノブイリとスリーマイルと多分福島第一原子力発電所ぐらいだと思うのです、世界で。その中でちゃんと見せられる施設、ちゃんと安全に見せられるような状況ではないと、非常になかなかその双葉町で、財産ということではないですけれども、世界から注目されるようなものがあるにもかかわらず、そこで例えば本当に放

射能問題が出てきた、何したということを考えなくてはならない施設ではないですかというのと。

帰還、帰還といろいろ言っていますけれども、実際にどうなのかなと。燃料デブリの大体のあれが判明して、状況が判明してきたということで、きのうもおっしゃっていましたが、実際に判明したけれども、それを取り出したときに、ではどこに置くのですかということが全然決まっていないのです。復興本社ができて、では復興本社の中に置きますかとなると、どこも多分引き取ってくれないと思うのです。中間貯蔵のことはまた別で話しますけれども、燃料デブリの行き先というのはどこなのですかということが出てくるではないですか。そこら辺が多分うまく町全体が行政としてだまされているのかなというのが、僕には思えます。これまた別に、一緒にしてしまうと話がおかしくなるので、中間貯蔵の交付金の話はその時にしますけれども、本当にちゃんとした復興ってどういうことなのかなということをどういうふうにお考えなのかをお聞きしたいのです。

双葉町特定復興の許可をいただきました、総理から。だから、もらったのはいいですけども、それは法律の中で5年であって、双葉町はその5年というのは該当しないよと。法律だから変えてもいいよということは、前にも郡山の自治会のときに僕質問させてもらったのですけれども、それがもう外堀を埋めてこられているようにしか見えないのです。町との約束が、この前の知事の話のときもありましたけれども、町と内堀知事が外堀を埋めて双葉町を何か悪くしているのかなというふうにするのですけれども、そこら辺どういうふうにお考えなのか。この町復興ってすごく大事だと思うのです。魅力あふれるように帰ってきてもらうには、その安全性の面でどういうふうを考えているのか、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、東京オリンピック・パラリンピックに向けてのアーカイブ拠点施設、復興祈念公園、町の産業交流センター、これは誤解のないようにご理解いただきたいと思いますが、そこに全面供用開始ということではありません。一部供用開始ということで、そのチャンスを無駄にしましては、余りにも残念な状況になるのではないかと。そのタイミングで世界の国々から、また日本の国内から多くの皆さんがこの原子力被災の現状を見に来られる機会というのは、まさにそのタイミングというのは一番大きい時期になるだろうと。そういったことで今後2020年を目標に、そういった取り組みをしているということで、全面供用開始ということではございません。当然その後じっくりとその施設に関しては整備をしていくと。年次、年次で柔軟な対応をしていくというふうなことも申し合わせておりますので、よろしくお伺いいたします。

あとは、菅野議員から、その施設の町の復興に関して、焦らずゆっくり、じっくりとやりなさいというふうなご指摘を何度か受けております。これは当然やっていかななくてはならないことでありますし、ただ時系列的にどうしても急がなくてはならないものもあるということもご理解いただきたいと思っております。そういったものも含めて、ゆっくり慎重にやらなくてはならないものは、ゆっくり慎重に

やるべきだろうと思っていますし、特定復興再生拠点の5年を目途にという言葉がありますが、これは私は約束をしている感覚を私自身は持っておりません。5年を目途に復興させるというのは、一応国としての考えでありまして、私どもの町が特定復興再生拠点が5年で完全に除染ができ、住民の皆さんが帰還できるようなエリア555ヘクタールが全てできるかという、これはまだ今からやってみなければわからない状況です。そういったことを考えたときに、必ず5年で終了させて、町民帰還を促すということではありません。あくまでも除染と生活するためのインフラ復旧復興がきちとなされた状況で、まず何度も申し上げておりますが、第1番には役場機能を戻す、そこから町の復興というのは遂げていくべきだろうというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 今の答弁、かなり僕も理解しています。ただ、役場機能を戻すときにも、現時点、町民が戻らないところに役場機能があってもそこに行かなければならない等々のこと、ほかの町村がやっていることよりも、我が町に合った復興計画、ゆっくりとした復興計画。それで町民を第一に考えた復興計画をこのまま進めていっていただきたいと思います。国、県はあくまでも、本当に外側しか見ていないと僕は被災後思っています。

あと、アーカイブ等々に関しても、実際に言ったら、その東京オリンピックで本当にそういうところを見に来るかということも、やっぱり費用対効果の問題を考えなくてはなのです。それがあったとしても、我が県、この浜通り地区にもそんなに費用対効果はないと思うのです。費用対効果よりも、費用対効果を見込みながら、この復興をしていけるまちづくりというのですか、要は安全に。要は危ないところにお金をかけてまで行かないと思うのです。まだちゃんとしていないよといううわさが一つ出れば、そういう面を考えて、ゆっくり復興まちづくりをやっていただきたいなと思います。

では、済みません。次の2番に入らせていただきたいと思います。補償、賠償について。補償、賠償については、これまで定例会で何度か質問しています。避難生活も7年が経過し、今後の補償、賠償が続かなければ、町民や企業の中には厳しい状況に追い込まれてしまう恐れがある方がいます。町としての対応が、要望等だけでいいのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、補償、賠償について。町としての対応が、要望書等だけでいいのかのおたただしですが、双葉町では、今後とも避難を強いられた状況が相当期間続く見込みであるため、これまでも他の被災地域と比べたときの町の特殊な事情を十分認識し、被災地域について一律の対応とするのではなく、町の被害実態に即した賠償の実施や、必要な生活再建支援の充実、継続を図るよう、国や東京電力に対して求め続けております。

この年始にも、東京電力ホールディングス株式会社の小早川代表執行役社長に対し、議会とともに要求書を手交し、長期避難を強られることによるさまざまな精神的苦痛、生活費の増加費用、家賃等の避難費用等について、個別具体的な事情への対応を含め、これまでの町、議会からの要求事項を

踏まえ、早急に対応すること、商工業者及び農林業者に対する営業損害について、事業者がこうむっている損害は甚大であるため、生活や事業再建のため迅速かつ確実に賠償を進めることなどを求めたところです。

ご指摘の町としての対応が要望書等だけでいいのかというご意見につきましては、町としては、まずは国などの関係者に、いまだ全町避難が続く双葉町の特殊な状況を理解してもらい、被害実態に即した賠償、生活再建支援を実施させることが町民全体に対する賠償改善につながるものと考えておりますので、関係者に町内を見ていただくことも含め、引き続き被害実態に即した賠償、生活再建支援の継続した充実を強く求めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これは本当に何回も質問させていただいてはいますが、東京電力さん、国もみんな真摯に、状況に合ったという言葉を使いながら、いろいろな面を出してきますけれども、全然真摯ではないし、全然人の話は聞かないし、ましてや中間指針を出しています。中間の指針であって、最終指針ではないのです。にもかかわらず、今現在どういうふうになっているかというところ、もうほとんど終わっています。出す気がない。

7年前、これ外れるというわけではないのですけれども、町の賠償で三百何十億円って出していますよね。済みません、数字を忘れました。192億円です、済みません、失礼しました。そのときに、出したときと今の物価って違うではないですか。オリンピックの高騰。オリンピックと福島県のこの除染とのあれで、作業員とかそういう材料費も上がって、作業員の賃金も上がって、どんどん上がっていく中で、それに対応していないというのは実際賠償なのです。中間指針というのは、そういうふうに合わせてどんどんやっていかななくてはならない。もう矛盾が矛盾を呼び過ぎているのです。事故の時の自賠責のあれをちゃんと算定してやりましたと言っている割には、あの当時で1カ月だと13万幾らなのです。それが10万円になっている。いろいろな面で本当におかしいなというところがあるのです。

東京電力さんにしても国にしても、実際そうです。その中で、例えば町長、これ要望書というのも、要請書でも何でもいいのです。実際に言ったら双葉町は、前にも言いましたけれども、双葉町の原子力発電所って事故が起きていないのです。当町は、その事故の起きた隣の起きたものを、高レベル廃棄物等々を当町側に入れているという協力までしているわけです。固体廃棄物9号棟ですか、の中でも、あのときに全協の中でちゃんと話ではないですか。ちゃんと真摯に受けとめた補償、賠償をしますので、建てさせてくださいと。僕は見に行った記憶があります。

だけれども、実際に言ったら、できました。もう使っていますよね、実際には。僕ら議会で見て来てくださいという話をしたのだけれども、僕は行きたくないという話をしました。何でかといったら、全然真摯にではないではないですか。真摯どころか詐欺ではないですか、実際に言って。やったらやりっ放しです、これ。犯罪者です、普通に考えたら。誰も責任をとっていないのです、東京電力で。

当時の会長も社長も誰も責任をとらないままに、そこで協力していいのかという考えにはならないのかなと。

東京電力として誰か責任をとりましたか。国として誰か責任をとりましたかとなったときに、市町村であれば、よく議員も町長も村長もいろいろたたかれて、いろんなニュースが出てくるではないですか。皆さん責任をとりますよね、政治家としての責任等々とります。だけれども、その当時の経済産業大臣とか、そういう方々は誰も責任をとっていないのです。今も政治家を続けている方もいらっしゃる。国の職員もそうです。それを進めてきた東京電力もそうです。その被害者は当町町民なのです、みんな。共存共栄、絶対安全だとだまされ続けて、あげくの果てにはこれではどうしようもないと思うのです。

僕が聞く中では、本当に年金も下がって、物価は上がって、賠償もなかったら、あと何年かなと、それしか生きるなと言われていたのかなというお年寄りもいます。あと、子供たちもそうです。いまだかつてその状況でいじめられたりなんかかというのがあります。ここには入っていない。それには余り触れないですけども、そういう面で避難生活は非常にお金がかかる。企業もそうです。実際に双葉に戻ってやりましょうという企業が、結局は町外でやっても補助金等々受けられない。それで戻るためには、どうしなくてはならないかといったら、我慢するしかないのです。結果赤字を出したりなんかするような状況で、補償とか賠償とかでは実際には足りないのです。足りるといえば足りるのですけれども、実際に言ったら国はそういうふうにやっておいて、原子力事業を推進しておいて、税金まで取るのです。税金取りましたよね。非常に厳しいです。そういうことも考えた中で、もうちょっと強気に出てほしい。

執行権の中で、例えば固体廃棄物は使わせないと、だめだよと。今まで協力してきたのに、東京電力等の要望はのんでいきますよ、全部。のんでいきますよね。だけれども、実際当町の要望とか要請とか、ほぼのんでいない状況です。真摯に受けとめます、真摯に受けとめます。何でやられた側のほうが弱いのかなという部分があるのですけれども、そういうことについてちょっと町長、今後本当にやってもらわないと、当町町民、企業がどんどん出ていきます。せっかく工業団地をつくって、来た会社も、もうほぼ出ていった状況になっているではないですか。戻ってきてくれますかと言ったら、もうほぼ戻ってきていただけません。そういうことまでやられて、どんどん、どんどん町民の流出、企業の流出の歯どめをかけるのがここではないですか。

1件だけ、1件だけって、僕がわかっている分では1件だけ、漁業補償は終わっていないです。農林水産業ですよ。農林水産業、農業ももうほぼ終わりではないですか。職業に関して、職種に関して、その賠償のあれというのもちろんと求めてほしいです。説明が東京電力できていないって。地元の東京電力の方は一生懸命いろいろやっておりますけれども、東京電力の本店にいる方々は何を考えているのかなというところがあるので、そこら辺町長どういうふうなお考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、補償、賠償についてですけれども、議員もおっしゃっている意味を私も十分理解しているつもりです。このことにつきましては、何度も申し上げておりますし、まず双葉町のこの被災状況、避難状況、住民の皆さんの今の現状を考えたときに、他の自治体と大きく違う点は、全町避難がいまだに継続している。これは全然賠償であっても、他と区別するべきでしょうということ、国、東京電力に申し上げております。

ただ、残念ながら、そういったものに関して見合うような対応がなされていないというのは、まさに事実であります。そういったことをどういうふうに国、東京電力に対応してもらおうかということは、先ほどの最初の答弁の中で申し上げておりますが、まず双葉町の現状をわかっていないのではないかと。そうしたときに、その関係者の皆さんに双葉町内に入っていただいて、私みずから案内をして、双葉の被害状況、実態をまず見ていただくと。そういったことによって、ああ、双葉町って同じ原子力災害で被災をした自治体の中では特殊な町だな、そういうことをまず認識していただくということ。

そして、賠償についても、先ほど議員がおっしゃったように、全然違うのだから違う対応をするべきでしょうということを私はずっと従前から申し上げております。そういったことがきちとなされていないということに関して、今後どういうふうな対応をしていくかということは、先ほど言いましたように、我々は固体廃棄物貯蔵庫にしても、中間貯蔵施設にしても、国、国家国民のために協力をしたというふうな自負があります。そういったものに対して見合うだけのものが当然出てこなくてはならないだろうというのが、その共通認識だと思っています。その部分がなぜできないのかというのが、非常に私も歯がゆい思いをしているところでありますが、今後とも粘り強くそういうふうな対応をするということ。

そして、まず中間指針もいつも疑問に思っておりますが、ADRという制度があります。裁判をしてしまうと、どうしても民事裁判の場合は長い時間かかってしまうということで、裁判に準ずるものとしてADRという制度ができてはいるはずなのですが、ある自治体の和解仲介案では、その自治体のみでした。ですが、東京電力は拒否してしまうと、そういったことで何のためのADRなのだろうと、そういったものももう一度見直しをかけるべきではないかなというふうな、個人的な思いもあります。

そういったことで、このことに関しては非常にずっと、私町長に就任しまして丸5年がたちました。そういった中で、ずっと私自身も取り組んでいるつもりであります。なかなかその結果が出ていないということに関しては、非常に私自身も町民の皆さんに申しわけなく思っていることと、今後もその結果が出るように取り組んでいきたいと。状況状況によって、やはり言うべきものはきちと云わなくてはならないということと、ただ東京電力の廃炉については、進めさせなくてはならないというのは、これは町民ひとしく思っていることだと思っておりますし、廃炉が遅れることによって、町の

復興も遅れてしまうということが危惧されますので、その辺は議会とよく議論、相談をしながら取り組んでいきたいと、そういうふうな考えであります。今後とも、結果が出るように町執行部も議会と両輪となって全力で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 今、町長の答弁の中で、町民に申しわけないということが出ました。実際にそうだと思います。僕たちも議員としてそういうふうに使っています。であれば、この問題に関しては、もう本当に背に腹はかえられない町民、企業がいるわけですから、先に取り組み、一緒に取り組んでいきたいなと思っています。

その中でも、町長の言っていることはわかるのです。だけれども、国とか県とか東京電力とかに協力している自負があるというのも、本当にわかります。だけれども、片や町民を守らないといけないのが町長の役目だと。そこを外してしまったらだめだと思うのです。今までも日本の経済発展に福島第一原子力発電所等々、僕たちの地域は非常に僕らは国に協力してきたところだと思うのです。その前の先輩の時代からそういうふうに行っているわけではないですか。その気持ちがあるのであれば、これ本当に決めるのなんかすぐ簡単なことなのですよ、国とか東京電力は。そこをおまけというか、遠慮しないでやっていかななくてはならないことかなと僕は思いますので、それはぜひ全協等々でも話をして、国に行くなりなんなりそういうことをして、条件をうちも出すべきです。当町の条件を出すべきです。

当町はほとんどやってもらっていません。実際に言ったら、中間指針もADRも国の法律の中で運用されているものではないのではないですか。東京電力の弁護士が言っていました。中間指針で話し合いたいみたいなことを僕言われたときがあるのですけれども、中間指針は法律ですかと僕は聞いたのです。あなたたちは法律をいじる人で、法律上でやらなくてはならないのではないですかと。709条の賠償にかかわる法律の中で運用されるべきことなのではないですかと。そうしたら弁護士さんが言っていました。法律をつくるところでつくったから法律と変わりませんと、もうこれ全くうそではないですか。そこまで当町の国民としての権利が阻害されているように思うので、ぜひともそこら辺は頑張っていっていただきたいと思います。

それでは、3番の中間貯蔵に入ります。中間貯蔵施設にかかわる町有地の提供方法は、地上権なのか、売却なのかまたは時期はいつごろなのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、中間貯蔵施設について。中間貯蔵施設にかかわる町有地の提供方法は、地上権なのか、売却なのか、また時期はいつごろなのかのおただしであります。町では地上権設定を原則として契約する方針であること、また法定外公共物（ため池、道路、水路等）のうち用地を廃止しても影響がない土地については売却、用地廃止が困難な場合は、一部つけかえるよう整備についても視野に検討していくという考えであります。

地上権設定、売却の時期につきましては、物件の調査や補償額算定の状況を踏まえた上で、契約時期など見きわめてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これ毎回、中間貯蔵に関しては質問がいっぱいあって、一回ではできるような問題ではないと思います。今回は、この地上権設定とか売却に関しては、双葉町としてどちらにしてもちゃんとした体制がとれていないように思えるのです。前にも一回質問させていただきました。これは法律にもかかわってくると思うのですけれども、用途、つばき公園。公園計画とかそういうのをちゃんとあれしないと、廃止してやっていかないと、農地のまんまで名義変更できないところがまだ残っています。それで、これに関しては、広報等でちゃんと町民に報告しないと、これは僕言われていますけれども、一部の人だけが得するのか。だけれども、実際に契約書等があるから、それはないですよという話はしています。

これ、今現状でこのまま貸せるか、売却するかといたらできますか。できないと思うのです。ましてや、もう昭和50年前半の話ですよ、つばき公園というのは。もう平成なのです。40、50年近くなるようなものなので、そこをこの議会にもかかわることですので、用途変更ではなくて事業の廃止。それで、四、五十年前の契約書があったからといって、これ違法性がないのか。普通であれば、何でもあれありますよね。何年で時効とか、そういうのがあるのですけれども、そういう違法性の問題がかなり出てくると思うのです。今後つばき公園だけではなく、ほかのところもありますよね、実際に何件か。それを1個1個やっていくとちょっと長くなるので、このつばき公園に関して、例えば中間貯蔵施設の中にうちの町の計画がまだあるわけです。中間貯蔵だって、もう施設内に入る。それで町長は、そこにあれするという部分と、それがもう一つ、部分に違法性がないのか。

あと、もう一つは地権者です。本当に売らないと言っている人たちがいる。貸さない、売らないと言っている人に話してみると、そうでもないのです。条件が合わない、信用できない。一番多いのが、結局環境省が信じられない。結局信頼関係を失ったからというものがあるのです。

先ほど中間貯蔵に関しては、本当にいろいろありますけれども、逆に言えばちゃんとした大熊さんと双葉ですけれども、双葉側でいったら、では逆に言えば町で借り上げてあげればいいのではないですか。このままいったら中間貯蔵なんか進まないです。であれば、ちゃんと近い人で信頼関係を持って、ほとんどの人がもう条件さえ合えば大丈夫だと思うのです。その条件を逆に言えば、売らない方の条件を町で聞いて、仲介して、こういう条件だよという条件を環境省と間に立つのも、一つの手だと思うのです。

僕は双葉の人たちですごいなと思う人たちがいるのです。何で中間貯蔵施設に信用できないからやらないと。俺たちばかり得するわけにはいかない。双葉町民がみんなちゃんと賠償とかなんとかしてもらえれば、俺たちは手放してもいい、貸してもいいという方々もいっぱいいらっしゃるのです。町全体を考えてくれる方もいらっしゃるのです、今ももうこれで環境省で話しても、事業が進まなく

なると思うのです。本当に反対の人っているのかなと思うぐらい、話せばわかる方が非常に多い。これは大熊側の方々もそうです。30年の団体の方もいますよね。その代表の方にしても何にしても、信頼関係の問題だと思います。だから、そこを例えば当町分に関しては、一回町長ちょっと膝を交えて話をするような場所も必要だと思います。

あと、それはそれで事業を進めることとその地権者の方を考えてもらうのが2つ目の質問で、もう一つは同僚議員が今質問した中で、389億円とあったではないですか。9項目の使い道。もともとが9項目ではなくて自由度の高いと言ったのです。自由度が高く、何にでも使えるのではないかというような話を、前回の議員はみんな話を聞いた中で進めた中で、ちょっとここもおかしいと思うのです。金額にしても、言っていたではないですか。平米数の金額が出たではないですか。それにしたって、当町が復興したりなんかするときには妨げになるようなものではないですか。要は壁、山、そういうものをつくられたにもかかわらず、そのくらいの金額で本当にいいのか。

何で中間貯蔵影響緩和金が県に持っていかれている部分があるのか。僕は、その影響が出るのはこの浜通りだと思います。順番にいけば、当町、隣の町だけではなくて、配分するのだったらこの広域であったり相双であったり、いわきというのは当たり前ではないですか。中通り、会津地方とかは、ばんばんもう運んでくれば関係ないのです。あいつら、あいつらと言われて、あいつらが受け入れないから、俺らのところにいつまでもあるのだと。だって、今までの電源三法交付金、それだってこの浜通りとか地元、どれだけ使っているのですか。ほとんどみんな中通りとかではないですか。各町村、逆に返してくださいの話になるので、そこら辺も強く要望というよりも、要請とか何かするのだったら我々議会もみんなで行って、町長が言えないのだったら僕たち言いますから、憎まれても何をして構わないので、それで双葉町民等がちゃんとしていただけるのだったら、そのほうが良いと思うのです。

町長、議長にも立場があると思います。だけれども、片や双葉町民も守らなくてはならないという非常事態なので、そこら辺どういうふうにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、先ほど1番目に出ましたつばき公園、これは昭和50年代だったというふうに私も理解しております。農地を別の用途に変えるということで、当時は取得を、取得できてはいないのですよね、名義を変更できていないので。取得したという形には、名義変更というか、事業をやらなければ、今の制度からはできないと。ただ、町のほうで用地の係のほうで、かなりの部分つばき公園に関しては、クリアできている部分もあるということと、あと一つ問題は、この場ではっきり申し上げますけれども、共有地の部分があります。これに関しては、なかなかハードルが高いので、町としても顧問弁護士もおりますし、法律の専門家と相談しながら対応を考えていきたいと、そういうふうに考えております。

また、中間貯蔵施設の地権者の皆さんで協力できないと、地権者の方で条件が合わないと、そういうふうなことでなかなか地上権を設定するのか売却なのか、それは個人の判断によるものでありますけれども、国を信用できないということで、条件の整理、整備ができる状況であるならばというふうなご指摘がありました。そういったことで、町として中に入って全てが地権者の言うとおりの内容にできるということは確約はできませんけれども、この辺は何とかできるのではないかというものがあれば、町としてもそういうふうなものはやぶさかではないと、そういうふうに思っております。

あと、9項目ではなくて、中間貯蔵等影響緩和交付金、自由度の高い交付金ということで、これは私自身も自由度の高い交付金という約束のもと動いた中で、どこが自由度の高い交付金なのだということとはちょっと疑問に思っている部分はあります。ただ、これは今後国との交渉の中で改善を求めていくことは可能だというふうに思っております。その部分では、職員が一生懸命国と交渉して、例えばこのサポート補助金という制度は、この交付金の制度の中では恐らく全国で例を見ない一つの取り組みだと思っております。こういうふうな交付金の制度の中で、そういうふうな対応ができたというのは、職員の頑張りだと思っております。

あとは、県に吸い上げられているのではないかというご指摘がありました。これは3,010億円の件だと思います。ここの部分は、ちょっと分けて考えていただきたいのですが、大熊、双葉に配分された中間貯蔵等影響緩和交付金を抜いた総計では、たしか2,000億円前後の額だと思っております。これは常々その担当の県の方に言っておりますけれども、これ前のように県でももとの自治体に本来重点的に配分するべきものがそうでないような状況になったら、私たちは黙っていませんよ。これは大熊、双葉で苦勞して、国から交付を受けているものですので、相当分、数字に関しては言えませんけれども、これははっきり言って我々に相当応援をするための交付金だというふうに我々は理解しているし、それが県としてちゃんとできない状況であれば、我々もそれなりの覚悟でこれは対応しますよと、そういうふうなことは常々大熊両町で話しております。

そういったことで、県もその残りの部分に関しまして、そういうふうなことは常に我々申し上げておりますから、今までみたいなほかにいくというよりも、どちらかという和被災自治体のほうに重点的に対応するような考えを持っているというふうに思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） つばき公園の件は、違法性がないのかということと、公園計画自体をとめなくてはならないのかということのをちょっともう一回お答えください。

本当に事業が行わなければ制度上絶対できないことがあると思うのです。例えばの話です。ちゃんとこれであれば納得いかないのだという地域の方々がいらっしゃるのです。広報にそういうこともちゃんと出してもらって、1つ例えば国の事業で、国なのですから、制度をつくっているのは、環境省に国の事業でそういう事業があったけれども、中間貯蔵に変換するために、中間貯蔵という国の大事な、大事なというか、復興するために必要な施設にするためにという特例とかそういうのもできるわ

けではないですか。だけれども、そのためにはつばき公園計画を排除しなくてはならないというのが、法律とかそういうのにひっかからないのかなというのがあります。そういうことをちゃんときちっとしていただきたい。

あと、例えば389億円、9項目。それはそれでいいのかなと僕は思うのです。逆に自由度の高いやつを幾らもらえるのかなと。町長、違いますか。逆に僕ら話したときは389億円の話は自由度の高い交付金で欲しい、それも国と約束したわけです。だけれども、389億円は自由度が高くない9項目の中での交付金です。そうしたら、逆に自由度の高い交付金を国は幾ら用意してくれるのかなと。県は幾ら用意してくれるのかなと。それが一般財源にほぼ近いような感じでないと、当町の将来を考えたときに、一般財源がこれ非常に厳しくなってくると思うのです。固定資産税も取れない、使えない土地に何もできない。住民税もみんな避難生活でなかなか大変で、なかなか取っている方が年収によってさまざまです。そういうのを考えたときに、お年寄りもふえてくる。そういうふうになったときに、この自由度の高い交付金。本当に一般財源に近い交付金を基金に積み立てて年間幾らということを、例えば10年、15年計画で一般財源に組み込んでいけるようなものをやらないと、今度職員の問題も出てきます。

今当町の職員も普通の通常業務だけではなくて、いろんな面で非常に大変だと思うのです。車もいただいた車、寄附していただいた車も、新車で寄附していただいたやつって、今最初にもらったものって一台も残っていないと思うのです。それはもう距離の問題とか、そういうのが非常に多いのです。埼玉へ行ったりなんか。そういうのを考えたときに、逆に言えば自由度の高い一般財源に近い、職員の給料等は一般財源ではないですか。そういうものを確保していかななくてはならないので、398億円はそれはそれで。これは国が項目をつけてきたので、僕たちが全協等で執行部と議会で話したときに話したのは、自由度の高い交付金なので、それを新たにいただけるような努力をしていただけるのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、法律違反であるのかどうかということに関しましては、この部分は法律の専門家に意見を聞きながら対応していきたい。

あと、自由度の高い交付金については、これは自由度の高いという点では、基金関係だと一番は財政調整基金というのがもうトップに挙げられます。そのほか、またさらにそれに近い、準ずるような基金の積み立て、町としてもやっております。それ以外には、ちょっと縛りがあるものがあったりしておりますが、町としても当然今後双葉町の復旧復興にどれだけ財源がかかるかというのは思っておりますから、十分今議員のご指摘あったような財政的な部分の対応をしていきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 避難生活について。4番。国、県、東京電力に対して避難生活を向上させる

ため、要望書等を提出していますが、その対応は十分とは思えません。町長として町の要望、要請を確実に実行していただけるような取り組みや考えがあるかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4、避難生活について。国、県、東京電力に対して避難生活を向上させるため、要望書等を提出しているが、その対応は十分とは思えない。町長として町の要望、要請を確実に実行していくための取り組みや考えがあるかとのおたただしですが、現在まで数多く要望活動を国、県、東京電力等へ行ってまいりました。

要望により、町内除染の実施、福島復興再生特別措置法の改正により特定復興再生拠点区域復興再生計画が策定され、中野地区、駅西地区の復興再生計画による事業が進められています。

また、高速道路無料措置の平成32年3月31日までの延長、医療保険の一部負担金の免除期間が来年2月28日まで延長になりました。

国の方には私みずから町内を案内し、町の現状と今後の計画の説明を行い、町の復興のための人的支援や財源の必要性を訴え続けております。

今後も国、県、東京電力等に対して町が置かれている状況、他自治体との特殊性、相違性を強調することにより粘り強い要望活動等を行ってまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。これ町長がわからないようなこともあるのかなと思って、1つ、一番最初に医療保険。医療保険、これ双葉町民全体ではありません。前にも言っています。これは一部健康保険組合等と把握できていない部分があります。これは国の命令として、健康福祉課なんかでは全体は把握できないと思うのですが、これは国に要望しないとできないのです。

そこで、例えばうちはやりませんよということを聞いていたら、何の意味もないではないですか。そう思いませんか。やっぱりそこは国としてちゃんとやってもらうべきことです。1つ目は。

あと、さっきも言いましたけれども、避難生活って本当に非常に大変なので、さっきの賠償問題にもかかわってきますけれども、当町の町民がいかにかどうしてどうやっていくかということに、優先順位をつけてほしいのです。わかります。今の答弁で僕はおかしいなと思ったのは、駅西とかそういうのは、町民の今の第一の要望ではないのです。今何をしなければいけないか。高速道路、それも一つの要望です。本当に行ったり来たりが多くなっていますから。

それで、避難生活の中でも優先順位といったら、やっぱり生活ですね。あと、いじめの問題とかいろんなものがあります。医療保険とかもありますけれども、今の避難生活に重きを置いてやっていただきたい。町の復興も大事です。復興計画も全部大事だと思います。だけれども、優先順位からすれば、今の当町の町民が避難生活で苦しんでいることを先にやっていかななくてはならないということが優先順位がちょっと今間違っているのかなというのがあるのです。

最近亡くなられる方々がいっぱいいらっしゃるではないですか。それも本当に自分の地元のほうが皆さんいいに決まっていると思うのですけれども、あと子供たちもそう。いろんないじめの問題とかいろいろありますよね。保険問題もそうです。ほとんどの人が無料なのに、一部の人は違いますよというもおかしいではないですか。高速道路も帰れる人と当町みたいに全然帰れない人と、みんな同じではないですか。そういう不平等性というのが余りあってはいけないのかなと思うのですけれども、そこら辺特別にしてくれとは言わないです。当たり前前のことは当たり前前に行っていたらいいなということが僕要望だと思うのです。だから、町長、執行権の中で本当にとめられることっていっぱいあると思うのです。例えば中間貯蔵の建設もとめられるだけの条件はあるのですから、そういうものも視察しながら町政運営をしていただきたいなと思うのですけれども、その点について優先順位をつけてくれるのか。本当に避難生活に重きを置いてやってくれるのかどうなのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

医療費の減免については、当然健康保険組合で医療費の免除を終了している組合があるというのは把握しております。そういったものの不備を何とか改善できるように町としても取り組みはしておりますが、なかなか難しい状況であるというのは我々も把握しておりますので、今後ともそういったことのないように取り組みを継続していきたいと思っております。

また、町民の生活再建の優先順位ということですが、当然これは最優先されなくてはならないものだと思っております。先ほども答弁の中で申し上げておりますが、双葉町の特殊性、全町避難が継続している、他の町村とは違うということを何度も申し上げることによって、双葉町の特殊性でそういった生活再建支援、町民の皆さんがいかに厳しい状態であるかということを理解をして、いろいろな賠償の取り組みというのは継続しているつもりでありますし、結果が出るよう今後とも粘り強く頑張っていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 今後は、できればです。例えば健康保険の件にすれば、当町受け入れしていることをみんな言うことを聞いています。言うことを聞いているというか、要請は国、県、東京電力は受けています。だけれども、当町も要請とか要望を受けてくれないのがあれば、今後は要望、要請ではなくて、逆に来ていただいて、交渉をしていただきたいな。当町の町民、当町の存在意義をちゃんとした中で今後交渉していただきたいなと。要望ではもうだめなのかなと。全然やってくれないので。だって、国が保険の問題も、簡単なのですよ。国が、ではおたくはそういう要綱にならないのだったら、国からの補助はもう出せませんよと。日本で初めてのこれだけの原子力事故、震災はしようがないと思うのです。津波とかもしようがないというか、天災なので。天災と人災は違うということを町長、そこは交渉に持って行っていただきたいなと。要請、要望はもう聞かないのであれば、逆に言え

ばうちは中間貯蔵もあるし、東京電力さんのあれもあるし、そういう面ではもう交渉に入っていくのが一番なのかなと。

さほど町長が言うほど、健康保険組合のほうは難しくないと思います。厚生労働省等がだめですよ。では、そういうあれできないのですかと言ったら、補助を切ってもらえればいいだけの話ではないですか。国に協力ができないのか。当町町民も国の発展とかそういうものに関しては、原子力事故を含めて国に協力してきた地域だと僕は思っていますので、そこら辺一言やっていただけないかだけで時間も時間なので、一言お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

この健康保険関係のものに関しては、関係団体において適切な取り扱いがされるよう要求、要望はしておりますし、そういった議員からご指摘あったようなことも踏まえてやってまいりたいと思います。

あとは、町の町民の皆さん、被災をしている住民の皆さんの生活再建を含めたいろいろな賠償も、先ほども申し上げましたとおり、双葉町の特殊性というのはもう類を見ない状況だろうと思っております。国の政策である原子力エネルギー政策に協力をして被害を受けている自治体、町民が、このような状況でいいはずはないと思っています。国の責任において住民の安全安心、そして生活をきちっとできるような状況にするというのは当たり前のことですので、そういったことも町としては強くそういうふうな対応をしていきたい。そういうふうに関後とも議会の皆さんとも相談をしながらどういうふうにすることが国にそういうふうな理解をしてもらえるのか、今後やっていきたいと思っています。

（「ありがとうございました」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。静粛にお願いします。

通告順位3番、議席番号1番、尾形彰宏君の一般質問を許可いたします。

1番、尾形彰宏君。

（1番 尾形彰宏君登壇）

○1番（尾形彰宏君） 1番、尾形彰宏、議長許可に基づき、3番目の一般質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いします。

つい最近、2月の話ではあるのですが、双葉町の住民意向調査というのが公開されました。その後で、これは今回の質問に副次的といいますか、2番目に関係してくるものなのですが、この双葉町復興まちづくり計画の第二次、平成29年度実施計画改訂版というのが2月の26日に私はいただきました。

今回の一般質問は、その双葉町住民意向調査のアンケート調査の速報版いただいているやつに基づいて一般質問させていただきます。

それで、まず1番目、質問は合計3つあって、内容はシンプルに書いたのですが、双葉町での役場機能の復帰計画の進捗状況をお伺いしますということです。よろしくお願いします。

3つ言うのですか。2番目が住宅除染、農地除染計画の進捗状況をお伺いします。

3番目が双葉町への帰還を促進させる具体案、計画には何があるかお伺いします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、尾形彰宏議員の質問にお答えいたします。

1、住民意向調査の結果について。（1）、双葉町での役場機能の復帰計画の進捗状況についてのおたただしですが、平成29年10月30日から11月15日に調査を実施した住民意向調査速報版の結果では、特定復興再生拠点区域復興再生計画で示したJR双葉駅の西側の新市街地ゾーン、東側のまちなか再生ゾーンに必要な生活関連サービスの問いに対して、役場機能窓口サービスを求めるという回答を多くの皆さんからいただいております。

今後、役場機能をどのような形で整備を進めるかにつきましては、現在行っている公共施設の被害状況調査の結果やインフラ等の復興に向けた取り組みの進捗状況等も踏まえながら、役場機能の整備に取り組んでいく考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、（2）、住宅除染、農地除染計画の進捗状況のおたただしですが、面的な除染としては、避難指示解除準備区域となっている浜野・両竹地区約200ヘクタール及び帰還困難区域となっている双葉駅西側約40ヘクタールの除染が終了しております。

現在は、帰還困難区域内で国の認定を受けた特定復興再生拠点区域内の除染に着手しており、復興シンボル軸として整備する県道井手長塚線などとあわせて、双葉駅東側を中心とした区域約90ヘクタールの作業が進められているところです。

特定復興再生拠点区域の除染については、特定復興再生拠点区域復興再生計画にも掲げておりますが、この計画は平成34年8月末を終期としており、当該区域内の住宅、農地の各除染とも計画期間内に終える必要があることから、町では国と連携し、順次除染区域を拡大させていくとともに、着実に進捗するよう取り組んでまいります。

次に、（3）、双葉町への帰還を促進させる具体案、計画には何があるかのおたただしですが、町では昨年9月に内閣総理大臣の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画において、計画認定から約5年後の平成34年春ごろを目指して、町への帰還が可能となる環境整備を集中的に推進するための取り組みを定めたところであり、二次計画と合わせ、町への帰還を促進させる計画となるものです。

また、町への帰還を促進させる具体策として、これらの計画に記載してあるように、平成30年度以

降の新たな産業、雇用の場の創出となる中野地区復興産業拠点の順次供用開始、平成31年度における J R 常磐線の全線開通や常磐道双葉インターチェンジなどの復興インフラの供用開始、さらに平成32年度におけるアーカイブ拠点施設や産業交流センターの完成と、復興祈念公園の一部供用開始による町内交流人口の拡大、さらに平成33年度における J R 双葉駅西側区域の住宅団地等の供用開始により、新たな産業、雇用の場と連携したコンパクトな生活拠点を確保していくこととしております。

今後も町への帰還環境の整備に向け、除染、インフラ整備と合わせ各種復興事業に着実に取り組んでいく考えであります。

○議長（佐々木清一君） 1 番、尾形彰宏君。

○1 番（尾形彰宏君） 1 番。ご答弁ありがとうございます。

基本的に町長のお考え、全体的な印象を聞きますと、やはりハード面、要するに設備とか、昔ながらの箱物という考え方がどうしても予算ということを含めて具体的な案として出ているわけです。政治の側面というのは、ハード面だけにこだわると、ややもするとこけることが非常に多いので、やはり心という部分のソフト面をいかにしてそのハードとリンクさせていって、うまいぐあいにご理解とご協力を住民の人たちにいただくかということになると思うのです。

まず、再質問の中身として、1 番目、その役場機能の復帰計画ということで、まだお話をお聞きする限りでは、具体的なものとしては聞こえてこないのですが、私は今までここに来る前に、除染関係の業務をやっていて、環境放射能除染学会もことしで7 回目を迎えます。1 回から3 回で6 回ということで参加させていただいて、少なくともその除染というものに関して、一般的な常識を含めた認識をきちんと自分自身に教育していくということをやってきております。

今現在役場そのものは、0.27マイクロシーベルトパーh という放射線量率を持っているのですが、平成23年が東日本大震災の事故、なおかつ原発事故ということで、平成24年、1 年たって少しして平成24年の7 月1 日には、その従来の労働安全衛生法の中の電離則という規則というものがあるのですが、それが改定になったわけです。翌年の7 月1 日で、24年の7 月1 日。どういう中身に改定になったかということ、皆さん数値としては年間20ミリシーベルトという数値、わかりますよね。それが1 日にすると3.8ということになるということもわかるはずですが。双葉町民の常識的なものです。年間1 ミリということになると、この1 時間当たり0.23というのが数値として出てくるわけです。

ところが、その特定線量下業務という規格といいますか、基準は2.5マイクロ。要するに3.8よりは低いわけです。2.5マイクロを超えると、もう特定線量下業務ということで、除染以外の仕事でも2.5マイクロを超えた場合は、放射線管理をしていかなければならない。要するに健康診断もだし、それから放射線を現場で記録し、残しておく。なおかつ、ホールボディカウンターとかで最終的な業務が終わった時点で確認をするということで、ちょっと複雑になってきてしまっているわけです。ですが、今役場自体は0.27ですから、むしろ1 ミリシーベルト、年間の、に近いぐらいのレベルまで来ている。

その改正された法律の中では、建物の内側が2.5以下ならば、建物の外は2.5以上でも別に問題ないですよと。その仕事ができると。ちょっと複雑になっているかもしれないのですが、何が言いたいのかというと、要するに役場に復帰させるための計画の予備調査として、例えば中に入って被害の、7年たっているわけですから、状況であるとか、そういう整備をしていく、準備をしていく、事前に。そういうことはもう今のうちからやってもおかしくないでしょうと、0.27ですから。そういうことを私は具体的な案として要望させていただきたいのです。

でも、マンパワー的な問題は、やはりマンパワー的なものなのですが、まずはそういった組織づくりということ、あと計画。そこに計画です。ソフト面。そういう部分をぜひ、もう少し目に見えるようにしてやると、住民の方々も、何だ、双葉町もやる気あるなとか、そういう心意気を少し感じている。

なおかつ、その後で計画、組織づくりなのですけれども、一般の人たちに、そういう特定線量下以下なわけですから、一般の仕事もできる、お手伝いできるわけです。それで、一般の人たちとか、公募までいくかどうか、あるいは役場職員のOBの方とか知っている人たちに参加していただいて、あと一般の人たちもそうですが、そういう部分が、いわゆる協力の「協」と書いて、「働く」と書いて、協働です。それを具体的に提案していてもいいのではないかとというのが自分の理想です。けれども、私個人ということだけではなくて、やはりそういう声も出ているので、ご検討いただければというふうに思います。それに関する答えが1番目。

2番目がその住宅、それから農地の除染計画の進捗状況ということで聞いたわけですが、実は今までの7年間の年月の中で、私は先ほど言いましたように、除染関係のいろんなことを学ばせていただいたのですけれども、その中にはJAEA、日本原子力研究開発機構が平成24年には除染効果評価システムというソフトを無料でダウンロードして、自分でチェックできるような形のものをつくったのです。今もうあれから、24年ですから、6年以上たっているわけです。

そうしたら、バージョンが新しくなっています。どういうことかということ、またこれもちょっと専門的なことかもしれないけれども、GPSありますよね、カーナビとかで使う。あの座標位置がわかるやつ。あの精度がすごく、ことしの春からよくなってきます。そういうことも踏まえた上で、国の研究機関といいますか、あわせてそのマップも正確に世界座標で私も実際やってみましたけれども、すごくきれいに出てくる。除染の効果を評価するわけなので、こういうことをやればこのぐらい下がるよというのが色でもって識別できるような形になっています。

具体的にもし今すぐお知りになりたいということであれば、その前哨的な部分、常にあれ飛行機を使って、あるいはヘリコプターを使って上空から双葉地方あるいは双葉町のそういった放射線量の分布マップというのが見られるのです。これは秘書広報課含めて、復興ポータルサイトってあります。あそこの中の一番下の除染関連の一番上に、放射線量拡大マップというやつがありますから、これは文部科学省がやったやつ。どういう特徴があるかということ、上空から撮ったのですけれども、アバウ

トに双葉町の汚染状況が見られるわけです。私も実際の現場での工事現場、それを参考にしたのです。そのとおりでしたよ。すばらしい。よくできている。使っている地図は国土地理院の、これ以上のもはないです。あとは写真、航空写真は、いわゆるアメリカのほうの会社の航空写真、それが使える。見られる。だけれども、現実的にはその評価システムのことを話す理由というのは、アバウトなものであって、現地に行くとその倍以上の線量があるところが至るところにあるわけです。

これはやはり現場で、今民間の会社が入っていますけれども、県の建設事務所はオーケーを出しているのに、現場に入ってみると、あれ、線量高いなど。なぜかという、山とかそういった周辺の部分というの、何か雨とか風とかの影響でどうも特定の部分だけ線量が高かったりするのです。そうするとやり直しみたいな感じで、除染の。今度全員協議会でやるのでしょけれども、私もその部分については感じている。

今、それで宅地、それから農地ということの除染についても、そういった評価システムを5メートル単位でデータを打ち込んでいく。双葉町は5,142ヘクタールある。住宅地、農地が2,000ヘクタールぐらい。そういった部分を5メートル四方で割った場合、数十万のポイントがあったりするのです。だけれども、それを町として知った上で、環境省なり県なりと共同でぜひその個別住宅地、農地についてやっていただきたい。

なぜこんなことを言うかという、今まで私は富岡町のフォローアップ除染も含めてやってきたのだけれども、やっぱり1戸1戸、その地権者の方ともお会いしたりする。なおかつ、これは富岡町の除染の話ですけれども、あとはいわき市内のモニタリングというのやったのです。それは子供たちの野球大会、ワールドカップの前にいわきはやろうということで、それもやっぱり1件1件、そういったレベルの高い、水準の高い地図を使って、それを張りつけてはかっていくわけです。その間隔が大体5メートル。ぜひ細かいかもしれないけれども、そういうことをやっていかないと、双葉町あるいは隣の町についても、みんなからの信用を得るところまでいかないのではないかというふうに私は思っています。

それについてのお考えは、この間復興委員会で復興推進課の課長にも話したのですが、ご存じかどうか。それも含めて、町長のご見解をお願いしたい。

あと、3番目、双葉町の帰還を促進させる具体案ということなのですが、先ほどハード面のことをお聞きしたのは、間違いなくそのとおりだと思うのです。ソフト面については、双葉のシンボルということで、他町村の方、一般の方に、インターネットも含めて問い合わせとか聞くと、双葉町の3つのシンボル。1つはダルマですよね。もう一つがやっぱり清戸迫古墳です。3つ目が海浜公園、ご存じのとおり。環境省55選、88選、百選までなった、双葉町を代表するシンボリックなものです。私はこの復興こそが、やはり特に海浜公園はそうなると思うのです。大切なソフト面でのきずなという観点から双葉町を意識させる重要なシンボルだと思っています。それについて町長のご見解。町長できましたら、教育長にも振っていただきたいのです。これはやっぱり子供のころから、みんなに覚えて

いただきたい、いわゆる正論というものに関する中身です。町長のご認識、及び教育長さんでございましたらということで結構なのですが、お願いいたします。

以上、3つの再質問です。

(何事か言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時51分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長に申し上げます。答弁できるものだけ答弁で構いません。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再質問にお答えいたします。

3番目の質問の、私と教育長というふうな指名がありましたけれども、教育長は事前通告に入っておりませんので、その答弁を私だけにさせていただきたいと思います。

まず、1番目の協働、ソフト面での協働というふうなご指摘ありました。これ当然考えていかなくてはならないと思っておりますが、双葉町の51.4平方キロメートルだったと思いますけれども、面積が双葉町の。その51.4平方キロメートルです。96%が帰還困難区域で、4%の浜野・両竹が避難指示解除準備地域、これ約200ヘクタールです。そういった中で、ご指摘ありましたように、いろいろな住民参加の取り組みというのは必要だと思いますし、そういった現場でのご協力をいただけるということであればありがたいのですが、残念ながら帰還困難区域という指定がある以上、そういった作業に関しては今現在では住民の皆さんに参加いただくということは非常に厳しいのではないかなと。

ただ一方、特定復興再生拠点が先行除染で駅の西側40ヘクタール、今年度は駅の東側が90ヘクタールをやると、そういったものが除染の部分の低減化がされて、特定復興再生拠点という考え方に関して今後住民の協働が期待できるものがあるのであるならば、国ともこれは協議をしなくてはなりませんけれども、可能性があるとするならばいろいろとやれる方向では考えていきたいなと、そういうふうに思います。

あと、2番目の除染に関する考え方ですけれども、これに関しましては、どうしても特定復興再生拠点区域の認定ということで、年次計画で今回9月に認定を受けました双葉町の駅を中心に555ヘクタールのもので段階的にやっていくと。それ以外のものに関して、その部分のエリア外のものというのは、今それを先行してやるということは、今の制度的には厳しいのかなというふうな考えをしております。そういったことで、まず中野部分、それと役場に関してもちよっとご指摘あったと思うのですが、役場の部分は最初はモデル除染をしております。そういったことで、線量の低減というのがありますし、その部分はやれるような状況であればいいのですけれども、やはり帰還困難区域

の中の指定ということで、まだそういうふうな状況に至っていないのではないかなというふうに感じております。

3番目の再質問の双葉町に3つのポイントがあると。ダルマ、シンボルの。清戸殉古墳、海浜公園。このダルマに関しましては、双葉町の有志の団体が300年とも言われる歴史のあるこの伝統文化の行事を南台の仮設住宅のイベント広場で継続をやっていて。これは非常にありがたいことですし、双葉町の町民の皆さんのきずなの維持という点では、全国に避難をしている町民の皆さんが大勢来られると。そこでは非常にいい取り組みをしているのではないかなというふうなことで、町としてもどういう協力ができるかやっていきたいと思っております。

また、清戸殉古墳に関しましては、帰還困難区域で非常に線量に問題もありまして、なかなか調査をすることができませんでしたが、最近になりまして調査をして、いろいろ国指定の重要文化財というか、そういうふうなものでありますけれども、保存しなくてはならない、残さなくてはならないというものですので、いろいろな被害の実態調査をしまして、今保存のための取り組みというのは現在行われております。

あとは、海浜公園ですけれども、これは議員からお話ありました55選、水浴場百選ということで、意外と福島県民もわかっていないのですけれども、浜通りの海水浴場の中で唯一の海水浴場、海浜公園であります。それはそういうふうなものに携わった人たちの努力によって認められているものではありますが、残念ながらそのエリアそのものが中間貯蔵施設の予定地の中に入っているということで、これいろいろと国との協議も含めてやっていかななくてはならないものなのかなというふうなことで、海浜公園そのもののまず利用に関しては、まだちょっと時間的にかかるのかなということと。公園エリアに関しましては海岸防災林、これは防潮堤から西側に約200メートルのエリアで、これはつくるようになっております。今回の大津波の減災をするための施設というか、措置でありますので、そういったものに関して、可能であるかどうかということも含めて考えなくてはならないものなのかなというふうに思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ありがとうございます。再々ということで質問になるのですけれども、ということで（1）の役場機能といいますか、復帰計画に関して。自分たちは役場の職員に、例えば放射線の測定装置を含めて町がちゃんと試算していただく。現在貸し出しという内容はホームページに書いてあるけれども、現実的には貸し出してないわけです。要するにそういったサーベイメーター、線量計を常備してという形からまずは始める必要があるだろうというふうに思っています。

2番目が、これ農地、住宅除染については、もうかなり現実的な意味で、大まかな数値よりも、やっぱり細かい数値ということを感じていかなければならない。やっぱり職員の方、誰でも一人でもいいですから、そんな難しいことではないので、その無料のソフトをダウンロードして、みずからサンプル的にもうやり始めてやっていただきたい。

3番目のそのダルマ、それから清戸廻古墳、そして海ということについては、特に海浜公園については、平成29年度復興まちづくり計画の中に松林とか、堤防の具体的なことが書いてあるのだけれども、海浜公園全体の中身ということについては触れていないのです。やはり皆さんご心配のとおり、水浴場として復帰できるのだろうかかわからないと。30年とかうちは死んでしまうのではないかみたいな話が今現実にあるわけです。そういう部分で海浜公園をしっかりと計画を立てて、何とかもとに戻そうというふうな志、目標みたいなものを立てておくということだけでも、伊澤町長あるいは次のと言ってはいけないと思いますが、世代を含めてのやっぱり指標となるのではないかなというふうに思います。

ダルマについては、やはりちょっと考え方が今の双葉町はおかしいというのが自分の考え方です。やはり世界レベルで見ても、手と足を出しているダルマはないし、基本的に。ダルマの恐らく、何でダルマが明治時代以降、双葉町では採用されたかという、その基本的な部分さえ誰も教育を受けていないわけです。だけれども、小さいころから我々はダルマさん転んだとか、ダルマさん、にらめっこしましょうとかやっていますよね。もう生活の中になじんでいる。それでオーケー。ただ、双葉町としては、かつて文教の町ということだったので、ぜひ基本的な部分を押さえていただきたい。

清戸廻古墳に至っては、町長がお話ししていただいたとおり、根っこが壁まで1メートル近くまで伸びてしまっていて、それを1回目の調査のときは切断できなくて、2回目以降切断した。その清戸廻古墳の、僕も町のダルマを使ったまちづくりと十何年か前に提案させていただいて、それがこういうふうに進透しているのはありがたいのだけれども、清戸廻古墳についてもやっぱり同じ調べたほうがいいです。

やはり歴史的に7つの右回りの渦文様については、これ世界中含めて国内、それも朱彩壁画とって赤のベンガラで描いた、それが東京芸大の研究論文にも出ているということも含めて、すごく価値があるというふうに聞いています。ただ、真ん中の7つの渦については意味不明だと。ただ、ネットの中も含めて常識的に言うと、お墓の中に描いてある絵というのは、やっぱり思い出なのです。アルバムなのです、わかるとおり。7つの円というのは、もう宇宙の法則、大自然の力だというふうに思っています。それについては余り説明しませんが、そういうのがいわゆる正論とか常識だというふうに考えております。

最後に、町長に再々質問ですけれども、そういった部分での、特にソフト面での強化ということで、お考えをあるいは心づもりなりをお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再々質問にお答えいたします。

1番、2番、3番、それぞれ町として対応できるかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。

2番の質問の海浜公園水浴場に関しましては、先ほどの答弁でも申し上げておりますが、まず中間

貯蔵施設のエリアの内に入っているということをご理解いただきたいと思います。

○1番（尾形彰宏君） わかりました。どうもありがとうございます。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 通告順位4番、議席番号4番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。

4番、高萩文孝君。

（4番 高萩文孝君登壇）

○4番（高萩文孝君） 通告順位4番、議席番号4番、高萩文孝、今議長より質問の許可をいただきましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

1、双葉駅周辺の整備状況について。駅西の事業計画について1月の全員協議会で説明を受けましたが、駅東側のまちづくりについてお伺いいたします。

（1）、除染、解体の実施後、駅東側が空き家・空き地ばかりにならないよう早目早目の取り組みが必要のように思いますが、駅東側のまちづくりの考え方についてお伺いいたします。

（2）、新聞報道によると、周辺の多くの町では復興まちづくり会社を立ち上げ、土地、家屋を手放す住民と新たに取得する住民をつなぐ空き地・空き家バンクの設置や、住民同士の各種交流イベントの企画等を行っているようですが、双葉町もそのような取り組みを行う考えがあるかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4番、高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

1、双葉駅周辺の整備状況について。（1）、駅東側のまちづくりの考え方についてのおたただしですが、この地域の今後のまちづくりについては、まずは昨年12月から始まった除染や家屋解体の動向を注視した上で、双葉町復興まちづくり計画（第二次）でお示ししたとおり、既存の公共・公益施設を核とした再生を進めるとともに、住民帰還や店舗の誘致等を進める上での町の魅力向上を図るため、主要町道の拡幅整備を含め、町内の道路計画の見直しを進めていきたいと考えております。

なお、住民の受け皿として町が行う新たな生活拠点の整備は駅の西側に予定しており、駅東側については、現時点では町として駅前広場を除き、面的に整備する予定はありません。

次に、（2）、復興まちづくり会社を立ち上げ、空き地・空き家バンクの設置や住民同士の各種交流イベントの企画等を行う考えがあるかのおたただしですが、町としても、今後の復興まちづくりを進める上で、ソフト事業を中心に迅速、柔軟な対応が可能な民間によるまちづくりの担い手組織の重要性は認識しております。二次計画の具現化の一環として、今年度復興まちづくり計画推進会議幹事会のもとに設置したワーキンググループを中心に、組織形態、想定される事業内容等を初めとするあり方検討や、関連課題の整理を庁内で進めてまいりました。

今年度より双葉町内の復興事業もいよいよ本格化してきておりますので、双葉町としても、ご指摘

の空き地・空き家バンクの設置や住民交流イベントの企画を初め、アーカイブ拠点施設等を核とする原子力災害復興ツーリズム関連事業の推進等も含め、その受け皿となる町民のまちづくり担い手組織について、来年度のなるべく早い段階でその姿が見えるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今答弁で、昨年12月から除染や家屋解体とかいう話が出ていましたけれども、東側の方に直接私も電話をいただきまして、町の説明も余り丁寧ではないという話もちょっとお伺いしているのですが、最後に、ごめんなさい、その駅の西側は予定しているけれども、東側は何か面的にやる予定はないという答弁を今いただきましたけれども、やっぱりその東側の方としては、もうちょっと丁寧な説明とか、そういうのも必要だというお話も承っているのですが、役場もその説明として、もう少し丁寧にやっていただきたいと思っております。その辺の考え方、また改めて町長に再質問という形でお願いしたいと思います。

あと、(2)についてなのですが、やっぱり双葉町としてはその特定復興再生拠点再生計画、一番先に認めていただいて、認可を国からいただいているので、一番先に認めていただいているので、そういう今後のその空き地とか空き家バンクとか、ほかの町で一応つくっているようなので、ぜひともその最後になるというような言葉は悪いのですが、トップ引きをやっているわけなので、ぜひとも早急に立ち上げて、今もそれなりにやっていただくような話は答弁いただいておりますけれども、さらに加速してやっていただきたいと思っております。

やっぱり復興再生拠点のときもそうでしたけれども、町民の方からもいろいろいただきましたけれども、町長がテレビにちゃんと映って、一番先に双葉町は認めていただきましたと。やっぱりああいうニュースを聞くと、双葉もいろんな流れでちょっと遅れていたというのもあるのですが、そういう意味で町民の皆さんも安心するので、特に離れている方。県内にいる方はそれなりにニュースで見られるのですが、やっぱり東京とか加須とか埼玉とかそちらにいる方は、全国版のその場面で一番先にそういうふう発信していただいたので、ああいう意味でやっぱり遅れることのないように今後やるお考えがあるか、お伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

まず、1番目の町東の面的な取り組みというのは今のところ考えておりませんというふうな最初の答弁でありました。これは、今現状ではっきり申し上げますが、町西の特定復興再生拠点で都市計画決定がなされ、そちらの地権者の皆さんにご協力をいただいてというふうな前提条件ではありますが、土地の取得をさせていただきたいと、そういったことの整備の状況、そして今後町民の皆さんが戻れる時期にどのぐらい現実的に、具体的に戻っていただけるのかということがベースになっていくだろうと。

簡単に言いますと、戻ってくる町民の皆さんが多ければ、そのエリアだけで対応できなくなる状況になるだろうと。そうしたときには、当然駅東というのも考えなくてはなりませんけれども、今現状ではとてもそういうふうなことを想定できる状況ではないということで、恐らく駅東に関しましては、町民の皆さんには公平公正ということからすれば、非常にご不満に思われるかもしれませんが、今のところ面的な取り組みというのは考えておりません。当然、先ほど答弁の中で申し上げました道路の拡幅等は事前にやっていかななくてはならないのと、将来の双葉町の状況を考えたときに、道路の整備というのはこれはやっておかないと、後々そういうふうなものが負担になってくるということ踏まえて、それは先行的にやらなくてはならないと思っております。

また、空き地・空き家バンクですが、これは今ご指摘ありましたように、民間の力をかりてそういうふうな取り組みをするというのは非常に有効な手法であると思っておりますし、双葉郡の他の自治体でもそういうふうな取り組みをどんどん進めているというの情報として伺っております。町としても、今回特定復興再生拠点の先陣を切ってやっているということで、そういうものもなるべく早い時期に対応していきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 再質問の答弁、ありがとうございました。やっぱり状況を見てという今町長のお話ありましたので、その状況、戻る方の数とかにもよって、当然駅の東側もそういう戻る方がたくさん、当然住民の方が必要であれば検討されていくという答弁いただきましたので、それはそのような状況、その町の状況をよく考えて対応していただくということでいいと思います。

あと、民間の力の空き家バンク等の件ですが、そちらのほうもぜひとも加速していただいて、その戻る戻らないは別な話ですけれども、やっぱりそういうのを立ち上げないと、そこでまたそういう会社をつくって問題点がいろいろ出てくると思うのです、いろんなの。だから、ぜひともそこは加速して、もう早い時期に、もう4月になったらすぐとかってそういう気持ちでやるお考えがあるのかだけ、ちょっと再々質問をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

まず、駅東に関しましては、先ほど申し上げたとおり、面的な整備については、残念ながら今の状況では考えることができないというふうな答弁をしたとおりであります。

あと、空き地・空き家バンク、これ民間活用ということで、既にそういうふうな対応、取り組みをしている自治体もあります。そういったところの情報の提供をいただきながら、新年度早急にというふうなことを今ここで明言することはできませんが、なるべく早い時期に取り組みたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 続きまして、2の双葉町役場機能回復について。町内での役場機能回復については、まずは現役場の被害状況調査を早急に行うということでしたが、平成31年度末の一部避難指

示解除を目指すのであれば、あと2年しかありません。そこでお伺いいたします。

(1)、役場機能については、方針はすぐにでも固め、平成30年度には準備室の設置、事務手続の整理等、具体的な準備作業に入らなければもう間に合わないように思いますが、現時点で町が考えているスケジュールをお伺いいたします。

(2)、1月の全員協議会で説明のあった双葉町復興まちづくり計画（第二次）の具現化に向けた検討内容という報告の中で、各担当課での検討材料ということでコミュニティーセンターの活用を検討、公民館、体育館跡地に仮設庁舎の建設も検討、駅周辺に整備する場合は複合施設も検討といった案が出されていましたが、その後担当課でどのような検討がなされているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、双葉町役場機能回復について。(1)、準備室の設置や事務手続の整理等、具体的な準備作業のスケジュールについてのおただしであります。準備室の設置については、担当課で立ち上げのための検討を進めている段階であります。役場機能を設置する場所をどこにするか、あわせて町内でスタートさせる業務内容や業務に必要な職員数等について検討を行っております。

準備室の設置に当たっては、職員が少ない状況のもと、どのようにして人員を配置するかという問題等もありますが、今後調整を進め、町への帰還を促進させるための具体的政策の工程にあわせて、できるだけ早い時期に設置していきたいと考えております。

次に、(2)、双葉町復興まちづくり計画（第二次）の具現化に向けた検討内容によりお示した役場機能回復について、その後担当課でどのような検討がされたのかのおただしであります。役場庁内の被害状況については、平成30年度に詳細な調査を実施する予定ですが、想像以上に損傷が厳しい状況であります。

双葉町内で役場機能の一部を再開するに当たっては、現段階では双葉町コミュニティーセンター等の公共施設の活用が可能かどうかを検討しているところであり、あわせてその場合の施設の改修に必要な経費等の把握に努めているところです。

また、仮設庁舎の建設、複合施設への設置につきましては、帰還人口や公共施設の整備状況等を踏まえ、検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 答弁いただきましたけれども、準備室等、私が一般質問したのも12月、3カ月もたっているのですけれども、やっぱりその前回でもそんな話をさせてもらいましたけれども、ちょっと遅いのではないかなと個人的に思っているわけなのです、いろんな意味で。

先ほどありました、その(2)側で答えていただきましたけれども、30年度の詳細な調査を実施すると。ぱっと見ただけでも、私も監査委員の時にちょっと役場庁舎を見てきましたが、もう4年くらい前になるかなと思うのですけれども、けっこうひどい状態になっているので、現実的に私がこれちょっと提案みたいな形で申しわけないのですけれども、平成32年に今コミュニティーセンターとか一

部使っているのです、そのくらいでJRの駅の開通とかそういうのに合わせて、今のコミセンを使うようなイメージで、その後その特定復興拠点で5年後という話があるので、そのタイミングで複合施設とか、あといわき事務所は当然まだ。いわき市、当然一番避難されている方がいるので、さっき同僚議員の質問の時にも町長答弁されていましたが、やっぱり最初は役場が戻って、それから町民の方というイメージでいうと、今思うに現施設でいうと今コミュニティーセンターは活用されているので、そこに簡単な準備施設みたいなものを置いて、先ほど言った駅のほうに複合施設、さらにはちょっと体育館とかあそこら辺壊すような話もあるので、そこにそれなりを建てるか。

ただ、ちょっと隣町の話をしてしまうと、大熊さん、今私の実際住んでいる場所の近くで、すごいのを今建てようとしていますけれども、それはちょっと考え方なのですが、どんとでかいのを建ててしまってもいいのですけれども、やっぱり進め方的には現状の既存のやつを使っていきながら、最終的に現役場をどうするかと判断されたほうがいいかと思うので、私の持論みたいな話になってしまいましたけれども、その辺について町長、何か具体的に進め方、もし案とかあれば再質問という形でちょっと質問させていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

まず、役場の準備室に関しましては、議員ご指摘のとおり、いろいろ消去法でどの場所というふうなことを庁内でも検討しております。その中で、今現在放射線量的にも十分低減されて、水の部分とか、電気、そういったものが第一段階として動ける場所というのは限られておるのはご存じだと思います。そういった意味では、平成32年の常磐線の全線開通も含めて、コミュニティーセンターは放射線の線量も室内では0.1マイクロを切るぐらいの低減化までいっております。そういったことで、準備事務所としてはかなり有力な場所だろうと、そういうふうな考えを持っております。

その後の5年を目途にというふうな考えを示しておりますが、役場機能をどういうふうな戻し方をするかというのは、これ慎重に判断していかなくてはならないということと、ただ特定復興再生拠点内の整備状況、除染を含めて、インフラ復旧の状況が限られた中でやっていかなくてはならないということを考えますと、おのずと条件的には駅西、駅東のどちらかというのが、今私のイメージしているところです。これは当然今ある役場を今後どうしますかということは、議会の皆さんとも協議をしながら、使えるのか使えないのか。そして、使えない場合だったら、ではどこに役場というふうな話まで、これはもうことは議論をしていかなくてはならない時期に来ていると思っております。そういうふうなことを踏まえて、今後皆さんと協議しながら判断をしていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 再々質問になりますが、そういう意味でも準備室は4月中と言ってしまって失礼なのか、次の議会までには何とか立ち上げていただきたい。また質問しますけれども、6月議会でもまた質問させていただきますが、6月までにはぜひとも立ち上げて、そういう議論をちょっと。

いや、さっき言ったとおり、私の提案もありますけれども、町長の考え方、皆さん、だからとりあえずそういう準備室を立ち上げないと、話は全然進まないと思うのです。その戻る戻らないは別として。だから、次もまたそんなことを前ぶりしては申しわけないですけども、6月議会で質問させていただきますので、ぜひともそのときには回答いただけるようなお考えがあるか、ちょっとお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えします。

私個人としては、やりますと言いたいです。ただ、これは職員の今のやっている仕事に関して、議員の皆さんご存じのとおり、通常業務と災害業務ということで、また国、県、全国の自治体から応援をしてもらいながらようやく何とか維持しているという状況でありますので、確約はできませんけれども、その方向性は示せるように努力していきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 前向きな回答ありがとうございました。

では、続きまして3番目、双葉町への帰還に向けた取り組みについて。先日の中野地区で行われた起工式の挨拶で町長も「復興まちづくりの具現化元年」と述べられており、いよいよ町への帰還が現実的に感じられるようになってきたと思えます。

先に避難指示が解除されている周辺の町村を見ると、帰町準備室の設置を初め、除染検証委員会の設置、帰還計画の策定等、事前にさまざまな準備作業をしているように思いますが、双葉町でもそのようなことをやる予定があるのかお伺いいたします。また、ある場合にはその時期をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、双葉町への帰還に向けた取り組みについて。帰町準備室の設置を初め、除染検証委員会の設置、帰還計画の策定等、双葉町でも事前にやる予定はあるのか。また、ある場合、その時期についてのおただしですが、町として特定復興再生拠点区域復興再生計画において、平成31年度末ごろの避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺の一部区域の先行的な避難指示解除と、平成34年春ごろの特定復興再生拠点区域全体の避難指示解除を目標に掲げておりますので、その工程を見据えながら、必要な準備を計画的に進めてまいりたいと考えております。

特に平成31年度末ごろを目標としている先行解除まではあと約2年ですので、平成30年度は、まずはそこを目指した具体的な工程整理を進めるとともに、平成34年春ごろを目標としている特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除に向けて、基本的な考え方の整理を始めたいと考えております。

ご指摘の帰町準備室や除染検証委員会についても、来年度のその議論の中であり方についてもあわせて検討を進めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） これも前からの質問と同じになってしまうのですが、本当に起工式、双葉で

初めて1月の終わりに、何かちょっと済みません。いろんな思いがちょっとよぎってきて、ようやく双葉としてもそういう初めての式をやったのですが、1つだけ残念だったと思ったのは、そのところに課長さん全員ちょっといらっしゃらなくて、やっぱり町全体で起工式というイメージが、そこは町長の考えでいろいろあられたのだと思うのですけれども、何か私個人的なことを言わせていただくと、やっぱり課長さんせめて全員来ていただいて、それで初めての起工式なので、そういう思いはちょっと感じたのが実際なのです。

そこは町長さんの考えがあって、いろいろあったと思うのですけれども、やっぱりその大々的に初めての起工式というのがあるって、本当に議長の言葉もちょっと詰ませながら、議長も祝辞というか、それも述べていただいたのもありますので、そういう意味でも町全体として今後きちんと取り組んでいくというのをちょっと。やってはいただいているとは思いますが、どうしてもその辺がちょっと見えなかったというのもあるので、先ほどと同じような話になってしまいますけれども、準備室とかそういうのをきちんと立ち上げて、その帰る帰らないはまた別です、34年度については。それは別でいいと思うのです。町長がもともとおっしゃっていたとおりの考え。ただ、そういう準備をきちんとやらないと進まないで、その準備室の中でけんけんがくがく、いろんな話が出てくると思うので、そういう意味でもこれも同じくになってしまうのですが、早急にやっていただきたいと思いますので、再質問をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

ことし1月の中野地区の復興産業拠点の起工式。ご指摘ありました町として、具体的に動き出したエリアということで、中野地区の起工式で、それまで苦労した課長全員、本来はその式典に参加、出席するべきだろうというご指摘でございました。大変申しわけありません。そういったような配慮に欠けていたというか、担当の課長でいだろうというふうに、大変私の指導ミスというか、そういうふうなことだと思います。今後そういうことのないように、全町的な取り組みとしてやっていることですから、そういうふうに今後はしていきたいと思います。

また、いろいろなお指摘ありましたけれども、議員のご指摘は十分理解はしております。今後そういうふうなことに全て対応できるということは約束できませんけれども、でき得る限りの対応の努力はしていきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 最後、4番目、中間貯蔵施設について。中間貯蔵施設についてお伺いいたします。

(1)、原則地上権設定とした中間貯蔵施設建設予定地内の町有地について、その後の検討状況はどうなっているのかお伺いいたします。

(2)、平成30年度の輸送は、2町で180万立米の予定とのことですが、輸送の安全確保に向け、町

は環境省にどのような働きかけをしているのかお伺いたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4、中間貯蔵施設について。（1）、原則地上権設定とした中間貯蔵施設建設予定地内の町有地について、その後の検討状況はどうなっているかとのおただしであります。現在契約締結に向けた個別の土地ごとの物件調査と立木、工作物等補償額の算定を環境省が進めているところでは。

今後補償額の算定後、具体的な契約の協議に入ることをしています。

また、法定外公共物（ため池、道路、水路等）については、用途廃止をしても問題がない場合には売却を行い、支障がある場合には道路、水路等のつけかえを環境省に整備してもらうことも含めて検討を進めているところです。町道等は原則残すこととしておりますが、一部つけかえも出てくるものもあるかと思いますが、将来的なことも踏まえて対応していきたいと考えております。

次に、（2）、平成30年度の輸送は、2町で180万立米の予定とのことですが、輸送の安全確保に向け、町は環境省にどのような働きかけをしているかとのおただしであります。平成30年度の輸送が2町で180万立米を予定していることについては、平成29年11月21日に開催した双葉町議会全員協議会で環境省より説明がありました。その際、輸送・道路交通対策についても説明がありましたが、その中の大きな取り組みの一つに厚生病院前ゲートへの車両集約化があります。これについて町は、環境省と実施に向けた協議を重ねており、既にETCゲート導入を着手しております。平成30年度当初から試行運用を実施の上、状況を見て数カ月のうちに運用に移行していく予定です。

また、町では一般車両への負荷平準化を環境省に働きかけており、具体的には輸送時間の拡大、輸送時期の分散化、新たなゲート設置などを提案しております。

いずれにしましても、中間貯蔵の輸送については、中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書に基づく取り扱いが基本であると考えており、これが遵守されるとともに趣旨を踏まえた効果的な対応がなされるよう、引き続き取り組んでまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 答弁ありがとうございました。先ほど同僚議員からも同じような質問があつて、基本的には地上権でやるけれども、その状況を見てという話でした。その地権者の方の中には、やっぱりその町の判断を早くしてくれと、もう方針は出ているのですけれども、ぜひともその環境省にちょっと急いでいただいて、町がそういう方向でいけば、個人的にも売りたいという方もいるし、地上権設定される方もいろいろいると思うので、そういう意味でもちょっと早目にそういう補償額の算定とか今やられているようですが、早目にやっていただきたいと思います。

（2）のほうのその安全、私も環境安全委員会、副町長も含めて、あと菅野議員も含めて出席させていただいて、その場でもETCの話とか承っておりますけれども、やっぱり町としてもその安全が最優先ですから、いろいろありますが、安全をまずそういう意味で言っているのと、ET

Cもそういうゲートを使ってやられるということの話も承っています。

とりあえず私も一時帰宅とかで帰るのですが、やっぱり車、結構な台数です。本当に180万立米運ぶので、やっぱりその時間をずらすとか、そういうふうな感じとか、いろんな意味で本当に事故のないように、これは引き続き、私もそういう立場で環境安全委員会とかで質問とか意見しますけれども、やっぱりその辺は町長としてきちんと町の考えを述べていただいて、言っていただきたいと思います。

そういう意味で再質問ということで、引き続きそういう安全に対して環境省に言っていくのと、地上権のやつはちょっと早目に、町として方針を出してほしいので、その辺急ぐ考えがあるかどうかだけ再質問させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

まず、輸送に関しての安全というのは、これ絶対条件です。残念ながら、前に事故があったり、いろいろトラブルがあったというのを記憶しております。そういったことで、我々としては、国に昨年度から比べると3倍以上の搬入量になります。そういったことで、安全対策は万全なのかと、道路の整備状況も大丈夫なのかということは常に厳しく申し入れしております。そういったことがもし守られないとするならば、これは議会の皆さんともきちっと話をしながら、対策を講じていかななくてはならないと思っております。

あとは、町の町有地に関して、町有財産に関しての物件調査ですが、これは急ぐのも大切ですが、きちっと正当に評価していただかなければ、財産の損失になっていくということも踏まえて、丁寧にやりながら、なおかつ急ぐというのは、これちょっと矛盾するかもしれませんが、そういう申し入れはしていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 町長のおっしゃるとおりでした。済みません。私も余り急げ、急げばかり言って申しわけないのですが、先ほどちょっとつけ加えると、同僚議員からもありましたけれども、環境省の方の説明がちょっと何かいろいろあって信用ならないとか、そういう話も承っているもので、もう本当に丁寧に環境省に強くそういうことでやっていってくれと、その辺を最後に再々質問としてお願いしたいと思います。そういうお考えがあるかどうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

これは議員からご指摘あるまでもなく、当然やっていかななくてはならないことだと思っておりますし、今後も何回でもそういうふうな環境省に対する申し入れは行っていきます。

（「ありがとうございました」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時38分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時39分)

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成30年第1回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年3月16日（金曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第 2号 平成30年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第 3号 双葉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第 4号 双葉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第 5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第 6号 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第 7号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第 8号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第 9号 双葉町敬老祝金支給条例の一部改正について
- 日程第9 議案第10号 双葉町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第11号 双葉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 双葉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 双葉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第16号 双葉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第17号 双葉町墓地条例の一部改正について
- 日程第17 議案第18号 常磐自動車道追加インターチェンジ整備に係る協定の一部変更について
- 日程第18 議案第19号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 議案第20号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第20 議案第21号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 議案第22号 平成29年度双葉町一般会計補正予算（第6号）

- 日程第22 議案第23号 平成29年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第24号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第25号 平成29年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第26号 平成29年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第27号 平成30年度双葉町一般会計予算
- 日程第27 議案第28号 平成30年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第29号 平成30年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第29 議案第30号 平成30年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第31号 平成30年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第31 議案第32号 平成30年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第32 議案第33号 平成30年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議案第34号 土地の取得について
- 日程第34 請願審査報告
請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について
- 日程第35 発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案
- 日程第36 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第37 議員派遣の件
- 閉 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	山本一弥君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋本仁君
生活支援課長	志賀公夫君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	高橋秀行君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	高橋春枝

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、日程第1、議案第2号から日程第33、議案第34号までは、全員協議会で説明を受けていますので、申し添えます。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第2号 平成30年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第2号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第3号 双葉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第3号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第4号 双葉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第4号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第4、議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第5号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第6号 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第6号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第7号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第8号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第8号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第9号 双葉町敬老祝金支給条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第9号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第9、議案第10号 双葉町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第10号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第10、議案第11号 双葉町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第11号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第11、議案第12号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第12号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第12、議案第13号 双葉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第13号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第13、議案第14号 双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第14号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第14、議案第15号 双葉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第15号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第15、議案第16号 双葉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第16号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第16、議案第17号 双葉町墓地条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第17号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第17、議案第18号 常磐自動車道追加インターチェンジ整備に係る協定の一部変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第18号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第18、議案第19号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第19号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第19、議案第20号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第20号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第20、議案第21号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第21号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第21、議案第22号 平成29年度双葉町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款交通安全対策特別交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第15款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第16款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第17款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第19款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 15ページ、第3款民生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款衛生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款商工費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款消防費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款災害復旧費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第22号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第22、議案第23号 平成29年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款療養給付費交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款共同事業交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款後期高齢者支援金等。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款介護納付金。

(「なし」と言う人あり)

- 議長（佐々木清一君） 第7款共同事業拠出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第8款保健事業費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第9款基金積立金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第11款予備費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
この採決は起立によって行います。
お諮りします。議案第23号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）
- 議長（佐々木清一君） 起立全員です。
よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木清一君） 日程第23、議案第24号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。
直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。
第3款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。
第1款公共下水道事業費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第24号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第24、議案第25号 平成29年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款支払基金交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第25号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第25、議案第26号 平成29年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第26号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

休議します。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時29分

○議長(佐々木清一君) 再開します。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

ここで休議します。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時40分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第26、議案第27号 平成30年度双葉町一般会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。3ページからです。

第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款地方譲与税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款利子割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款配当割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款株式等譲渡所得割交付金。

(「なし」と言う人あり)

- 議長（佐々木清一君） 第6款地方消費税交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第7款自動車取得税交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第8款地方特例交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第9款地方交付税。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第10款交通安全対策特別交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第11款分担金及び負担金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第12款使用料及び手数料。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第15款財産収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第18款繰越金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 18ページ、歳出に入ります。
第1款議会費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第2款総務費。
（「なし」と言う人あり）

- 議長（佐々木清一君） 46ページ、第3款民生費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 58ページ、第4款衛生費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 62ページになります。第5款労働費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第7款商工費、66ページになります。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第8款土木費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 71ページになります。第9款消防費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第10款教育費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 85ページ、第11款災害復旧費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第12款公債費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第14款予備費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第27号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第27、議案第28号 平成30年度双葉町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。3ページです。

第1款国民健康保険税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。10ページ。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款国民健康保険事業費納付金。

(「なし」と言う人あり)

- 議長（佐々木清一君） 第4款財政安定化基金抛出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第5款保健事業費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第6款基金積立金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第7款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第8款予備費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決いたします。
この採決は起立によって行います。
お諮りします。議案第28号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）
- 議長（佐々木清一君） 起立全員です。
よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木清一君） 日程第28、議案第29号 平成30年度双葉町公有林整備事業特別会計予算を議題とします。
直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。3ページ。
第1款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。4ページ。
第1款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第29号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第29、議案第30号 平成30年度双葉町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。3ページです。

第1款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。5ページ。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第30号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第30、議案第31号 平成30年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごと歳入から行います。3ページ。

第1款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。4ページです。

第1款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第31号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第31、議案第32号 平成30年度双葉町介護保険特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。3ページです。

第1款保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款支払基金交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。8ページです。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款財政安定化基金拠出金、13ページです。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款地域支援事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第32号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第32、議案第33号 平成30年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。3ページです。

第1款後期高齢者医療保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。6ページです。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第33号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第33、議案第34号 土地の取得についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第34号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の審査報告、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第34、請願の審査報告を行います。

付託した請願について、所管の委員長から報告を願います。

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について報告を願います。

産業厚生常任委員長、菅野博紀君。

(5番 菅野博紀君登壇)

○5番(菅野博紀君) 改めて、おはようございます。産業厚生常任委員会の報告をいたします。

本定例会初日、当委員会に付託された福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の請願について、3月9日委員会を開催し、審議を行いましたので、その報告をいたします。

請願趣旨にあるように、現在の福島県最低賃金は、平成25年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」並びに「日本再興戦略」で引き上げが示され、また平成28年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」においても、毎年年率3%程度をめどにし、全国加重平均1,000円を目指す目標が掲げられていますが、県の最低賃金は時間額748円であり、平成18年10月発行分から長期にわたり全国で31位と低位にあり、政府が目指す全国加重平均から見ても極めて低い水準であります。

内需拡大や日本経済のデフレ脱却を図り、持続可能な好循環、さらには平成31年10月に予定されている消費税率の引き上げの影響を考えた場合、非正規労働者が持つセーフティネット機能を維持するためにも、物価上昇と消費税率引き上げ分を考慮した最低賃金の引き上げが必要であります。

本県の復興をより加速的に推進させる上でも、最低賃金の引き上げによる一定水準賃金確保による労働力の確保、さらには若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯どめをかける上でも非常に重要であり、また一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め、早期発効に努めるべきとの委員の一致した意見でありました。

以上のことから、請願の願意は妥当と認められるため、皆様のお手元に配付しました請願審査報告書のとおり、委員会として採択すべきものといたしましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。請願第1号について委員長報告のとおり採択と決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第35、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、菅野博紀君。

(5番 菅野博紀君登壇)

○5番(菅野博紀君) 提案理由の説明を申し上げます。

本日の本議会において請願が採択されましたので、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について提案理由を申し上げます。

先ほど報告したとおり、福島県最低賃金は、平成18年10月発行分から長期にわたり全国で31位と極めて低い水準となっております。

平成25年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」や「日本再興戦略」において最低賃金の引き上げ意向が示され、平成28年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」においても、毎年率3%程度をめどに引き上げを行い、全国加重平均1,000円を目指す目標が掲げられています。

また、平成31年10月に予定されている消費税率の引き上げや物価上昇などを考慮した引き上げが必要であり、本県の復興をより加速的に推進させる上でも、最低賃金の引き上げは労働力の確保、若年層の県外流出の歯どめからも重要であり、一般勤労者の賃金引き上げ時期を踏まえ、最低賃金改定諮問時期を可能な限り早め、早期発効に努めることを強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものでありますが、意見書については、皆様に配付した案のとおりで、朗読は省かせていただきます。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第1号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（佐々木清一君） 日程第36、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（佐々木清一君） 日程第37、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま議決されました議員派遣の件について、派遣事項の変更等については議長に委任されたいと思います。ご異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、派遣事項の変更等は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成30年第1回双葉町議会定例会を閉会します。
ご苦労さまでした。

(午前10時08分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 菅 野 博 紀

署名議員 清 川 泰 弘